

大湊村第4期障がい者計画
第7期 障がい福祉計画
第3期 障がい児福祉計画



令和6年3月

大湊村

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
(1) 我が国における障がい者施策の方向性.....	1
(2) 国の主な障がい者支援の取り組みの流れ.....	2
(3) 秋田県における障がい者支援の取り組み.....	3
(4) 大湯村における計画策定の目的.....	3
(5) 農福連携の推進.....	4
2. 計画の基本的事項.....	5
(1) 計画の位置づけ.....	5
(2) 計画の期間.....	6
3. 計画の対象者.....	7
4. 計画の策定体制.....	8
(1) 計画策定の流れ.....	8
(2) アンケート調査の実施.....	9
第2章 障がい者福祉を取り巻く状況.....	10
1. 障がい者の状況.....	10
(1) 人口・世帯.....	10
(2) 障がい者手帳等の所持者数.....	12
(3) 障害福祉サービス等提供事業所の状況.....	17
2. 各種サービスの進捗状況.....	18
(1) 障害福祉サービスの実施状況.....	18
(2) 地域生活支援事業の実施状況.....	21
(3) 障害児福祉サービスの実施状況.....	23
3. アンケート調査結果のポイント.....	24
(1) 各種障がい者手帳の所持状況.....	24
(2) 医療的ケアの状況.....	25
(3) 日常生活動作.....	26
(4) 地域生活における希望.....	27
(5) 普段の生活で困っていること.....	30
(6) 就労に対する意向.....	32
(7) 障害福祉サービスの利用に際して困っていること.....	35
(8) 相談に際しての希望.....	36
(9) 障がいによる差別の経験.....	37
(10) 本村の障がい者にとっての暮らしやすさ.....	38
(11) 今後、重要と思われる障がい者施策.....	39
(12) 農福連携について.....	41
4. 前回計画記載事業に対する進捗評価.....	42
(1) 計画記載事業の実施状況.....	43
(2) 施策・事業の進捗評価.....	44
(3) 各事業の今後の取り組みの方向.....	45
(4) 本計画の方向性.....	45
第3章 計画の基本方向.....	46
1. 基本理念.....	46
2. 基本施策.....	47
3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービス推進の考え方.....	49
4. 障がい者計画の施策体系.....	51
5. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系.....	52
第4章 計画の成果目標.....	53
1. 国の指針.....	53
2. 本村における成果目標の設定.....	54
第5章 施策の展開.....	55
基本施策1：共生社会の実現に向けた相互理解の促進.....	55
施策1：心のバリアフリーの推進.....	55
施策2：ボランティア・NPO活動の促進とマンパワーの育成・確保.....	56

施策3：情報バリアフリーの促進.....	57
基本施策2：障がい者の社会参加と活躍に向けた支援.....	58
施策4：教育の充実.....	58
施策5：スポーツ活動の推進.....	59
施策6：レクリエーション、文化活動の促進.....	60
施策7：国際交流の推進.....	60
施策8：農福連携などによる雇用の促進.....	61
施策9：農福連携などによる福祉的就労の場の確保.....	62
基本施策3：誰にとっても安全・安心な生活環境の整備.....	63
施策10：人にやさしいまちづくりの推進.....	63
施策11：暮らしやすい住宅の整備.....	63
施策12：道路・交通安全施設等の整備.....	64
施策13：緊急時等の支援、防災・防犯対策の推進.....	65
施策14：保健・医療・介護サービスの充実.....	66
基本施策4：差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	67
施策15：相談体制の充実.....	67
施策16：権利擁護の推進.....	68
基本施策5：自立した生活を支える障害福祉サービスの充実.....	69
施策17：障害福祉サービスの推進.....	69
施策18：障害児福祉サービスの推進.....	80
施策19：地域生活支援事業の推進.....	83
施策20：その他の生活支援に資する事業.....	90
第6章 計画の推進にあたって.....	91
1. 計画の推進における基本姿勢.....	91
2. 計画推進における役割分担.....	92
3. 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	93
4. 計画の進行管理体制.....	94
(1) 計画の進行管理と評価.....	94
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	95
(3) 人材の育成・確保.....	95
(4) 計画の実施状況の公表.....	95
5. 計画の普及・啓発の推進.....	96
参考.....	97
■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標.....	97
(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	97
(2) 安全・安心な生活環境の整備.....	97
(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	100
(4) 防災、防犯等の推進.....	101
(5) 行政等における配慮の充実.....	101
(6) 保健・医療の推進.....	102
(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	104
(8) 教育の振興.....	106
(9) 雇用・就業、経済的自立の支援.....	108
(10) 国際社会での協力・連携の推進.....	109
■ 大潟村障がい者計画等策定委員会委員名簿.....	110

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 我が国における障がい者施策の方向性

国においては、「障害者基本法」に基づいて障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に向けて取り組んでいくという方向性が示されています。

平成23年の「障害者基本法」の改正においては、平成19年に我が国が署名した障がい者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

そして、平成25年には「障害者基本計画(第4次)」が閣議決定され、障がい者の権利に関する条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCA※サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取り組みが示されました。

また、平成25年には障害者総合支援法が制定され、「障害者福祉計画」を策定すること、さらに平成28年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障がい福祉計画の中に含まれていた障がい児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として定めることが定められました。

令和4年には障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が制定され、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした流れを受けて、令和5年には「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調といった基本原則の下、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)といった近年の社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの障がい者施策の基本方針として、次のようなことが掲げられました。

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

各分野に共通する横断的視点

- 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル※等を通じた実効性のある取組の推進

※PDCAとは、「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(評価)」「Action(改善)」の頭文字をとったもので、P・D・C・Aの4つのステップを順番に繰り返すことを、PDCAサイクルと言う。

(2) 国の主な障がい者支援の取り組みの流れ

	障がい者福祉
平成 15 年	支援費制度
平成 17 年	発達障害者支援法 精神保健福祉法改正 障害者自立支援法
平成 18 年	バリアフリー新法
平成 23 年	障害者基本法改正 障害者虐待防止法
平成 25 年	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法 障害者基本計画（第3次）
平成 26 年	障害者の権利に関する条約批准（国内法整備）
平成 27 年	難病患者に対する医療等に関する法施行
平成 28 年	障害者差別解消法 障害者雇用促進法 発達障害者支援法改正
平成 30 年	障害者総合支援法改正 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 障害者基本計画（第4次）
平成 31 年 ／令和元年	障害者文化芸術推進計画策定 障害者雇用促進法改正
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正
令和 4 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）
令和 5 年	障害者基本計画（第5次）

(3) 秋田県における障がい者支援の取り組み

秋田県においては、障がいとは“心身機能の障がいだけでなく、障がいのある人が利用しにくい様々な要素(社会的障壁)により制限を受けているもの”とする「障がいの社会モデル」の考えのもとに、これまでの計画の趣旨や基本的な施策を活かしつつ、令和3年3月に「第2次秋田県障害者計画」(令和3～8年度)を策定して施策を展開しています。

「第2次秋田県障害者計画」では「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念の下、4つの基本目標を設定しています。

基本理念

全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標

- I 誰もが共生する社会
子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も共に理解し、互いに支え合って暮らせる秋田を目指します。
- II 安全・安心な生活環境
バリアフリー[※]や情報の相互利用が円滑に図られ、地域で安全・安心に暮らすことのできる秋田を目指します。
- III 障害福祉サービスと保健・医療
子どもから高齢者まで、障害の種類や特性に応じた支援を十分な選択により得られ、家族が安心できる秋田を目指します。
- IV 社会参加と自立
障害のある人も働く意欲を持って、自らの特性を活かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通して生きがいを感じられる秋田を目指します。

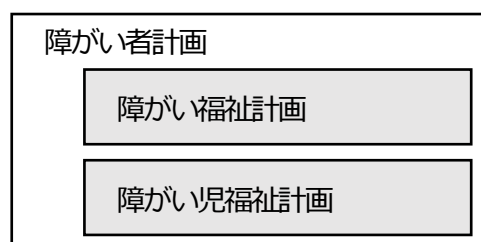
※バリアフリーとは、社会の中にあるさまざまな障壁（バリア）を取り除く（フリーにする）こと。

(4) 大潟村における計画策定の目的

本村においても障がいのある人を取り巻く状況は日々変化しており、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などに対応しつつ、国や秋田県の示した障がい者支援の方向性を踏まえ、障がい者計画や障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定し、障がい児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を含め、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めてきました。

しかし、令和5年度にはこれまでの計画の計画期間が終了することから、その間に示された国や県の方向性や近年の社会情勢の変化などを踏まえ、「障がい者計画」を障がい者及び障がい児を含む、村全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒

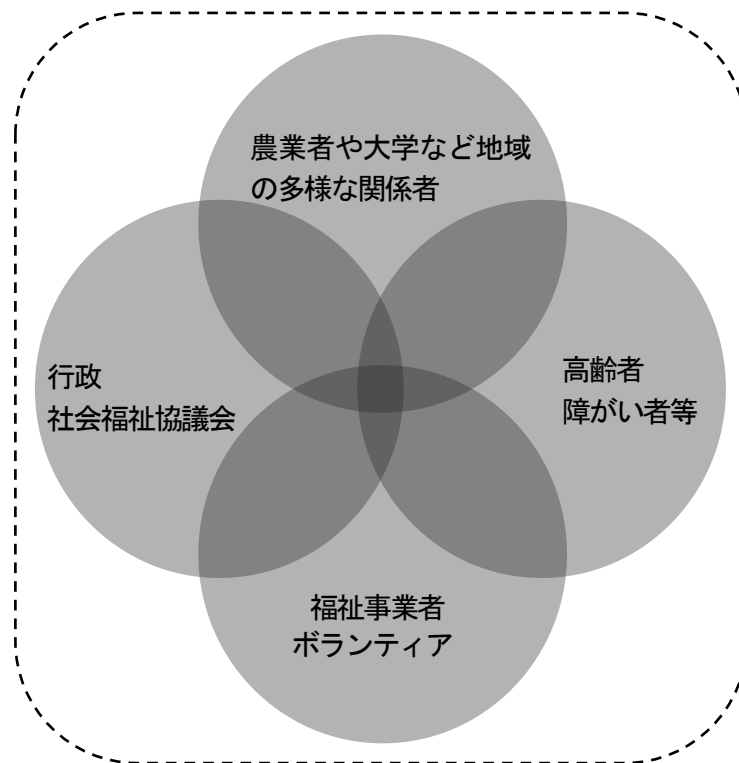


(5) 農福連携の推進

農福連携とは、農業と福祉が連携することによって、豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用することや、障がい者等の就労及び雇用の場への支援を行って地域還元を図り、地域福祉の向上と地域の活性化を目指すものです。

本村では、村と社会福祉協議会に加え、農業者や高齢者、障がい者、福祉事業者、大学、ボランティアなど多様な関係者が連携を図り、独自の農福連携を推進することで、各種福祉の増進を目指します。

そのためにも、村の特色である農業の生産や景観、癒やし、学習、交流など多面的機能を活用していきます。



上記は大潟村農福連携推進に関する基本構想の構造を示しています。

地域の多様な関係者がそれぞれ役割を持ちながら連携していくことで、村独自の農福連携を推進します。

また、上記の障がい者等とは障がい者や福祉施設利用者、生活困窮者並びにひきこもり等を指しています。

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法に基づく村の「障害者計画」であり、障がい者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障がい者及び障がい児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

○障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本村における障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な計画です。

○障害福祉計画

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

○障害児福祉計画

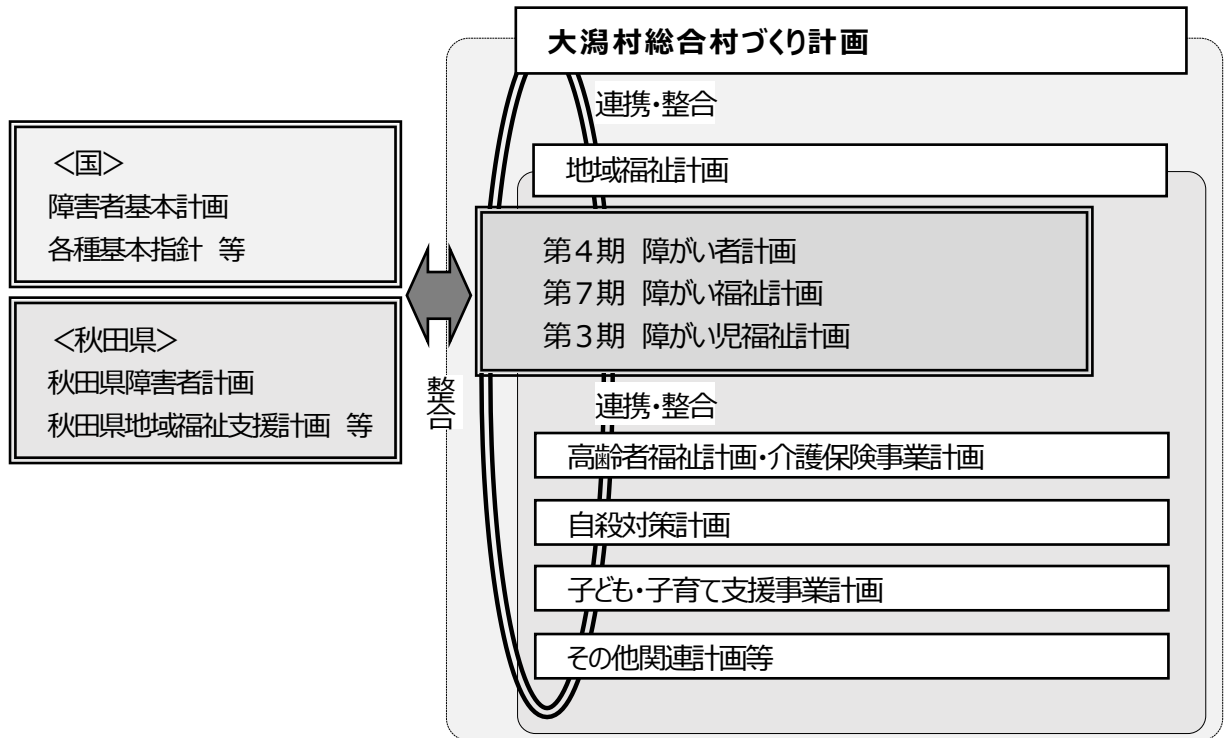
児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障がい児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

本村においては、「障害者計画」を障がい者及び障がい児を含む、村全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

2) 関連計画との関係

計画策定にあたっては、本村の最上位計画である「大潟村総合村づくり計画」における関連施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



(2) 計画の期間

本計画は令和6年度から令和11年度までの6年間の計画となっています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、中間年度である令和8年度中に目標数値等の見直しを行い、令和9年度からの後半期の数値目標を設定します。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。(国の第5次障害者基本計画の計画期間は令和5～9年度までの5年間)

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第4期障がい者計画					
障がい福祉計画(第7期) 障がい児福祉計画(第3期)					
進捗評価	進捗評価	進捗評価			
数値目標の見直し			障がい福祉計画(第8期) 障がい児福祉計画(第4期)		

3. 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい(児)者、知的障がい(児)者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい等も対象とします。

しかし、ノーマライゼーション*社会の実現のためにはすべての住民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全住民を対象としています。

○障害者基本法 (抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法 (抄)

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法 (抄)

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法 (抄)

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

*ノーマライゼーションとは、障がいをもつ人も、もたない人も、地域の中で生きる社会こそ当たり前の社会であるという考え方。

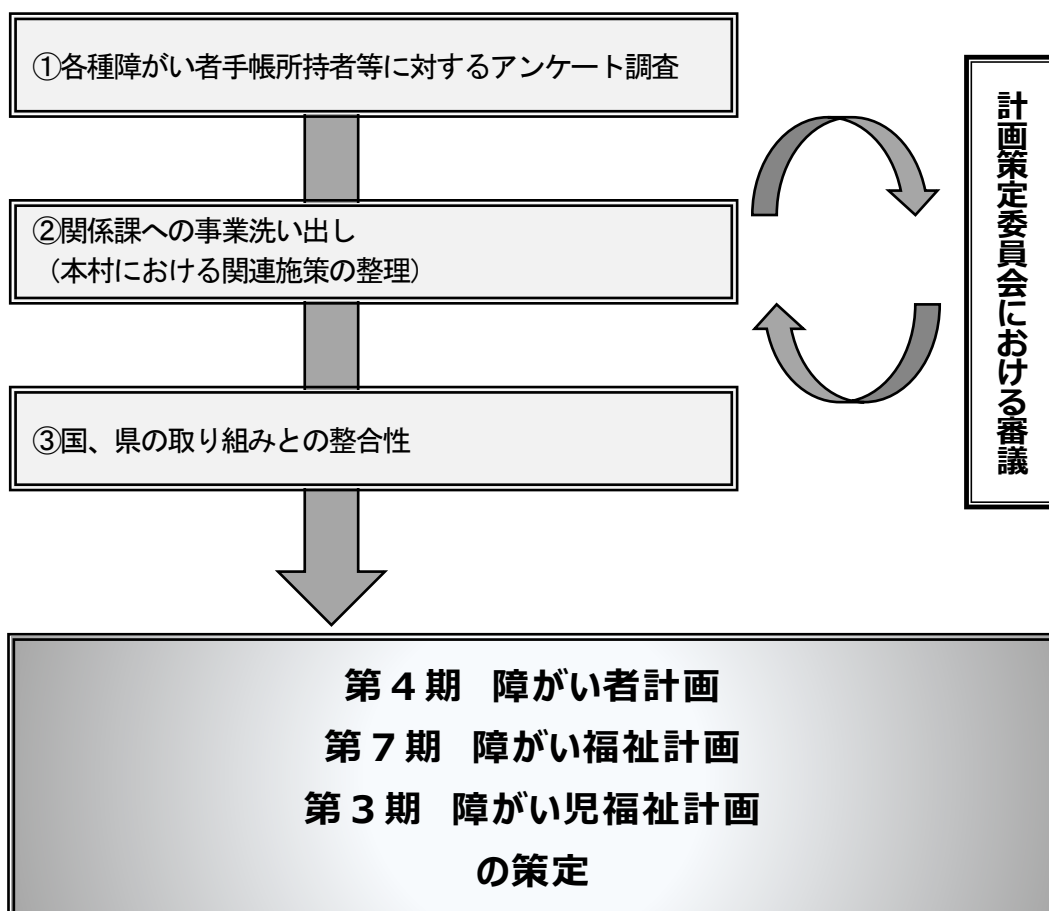
4. 計画の策定体制

(1) 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、各種障がい者手帳所持者等(本人及びその家族)に対してニーズ把握等のためアンケート調査を実施して、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の障がい福祉に関する取り組みとの整合性を図るとともに、本村における関連する取り組みについて整理し、計画に反映しています。

計画内容については、計画策定委員会において審議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。



(2) アンケート調査の実施

「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向けて、障がいのある方やそのご家族が抱えている困りごとや必要な支援などを把握し、今後の障がい者福祉の具体的な施策に反映するためにアンケート調査を実施しました。

調査名称	大潟村 第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けたアンケート
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(及びその家族等)、発達障がい者・高次脳機能障がい者・難病患者等
調査方法	郵送調査
調査期間	令和5年7月
配布数	145件
有効回収率(数)	54.5%(79件)

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して交付されるもので、下記のような障がいがある人が一定以上継続することを要件として、障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

- ①視覚障がい
- ②聴覚又は平衡機能の障がい
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
- ④肢体不自由
- ⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がい
- ⑥ぼうこう又は直腸の機能の障がい
- ⑦小腸の機能の障がい
- ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい
- ⑨肝臓の機能の障がい

○療育手帳

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付されるもので、障がいの程度により、A(最重度・重度)、B(中度・軽度)に区分されます。

○精神障害者保健福祉手帳

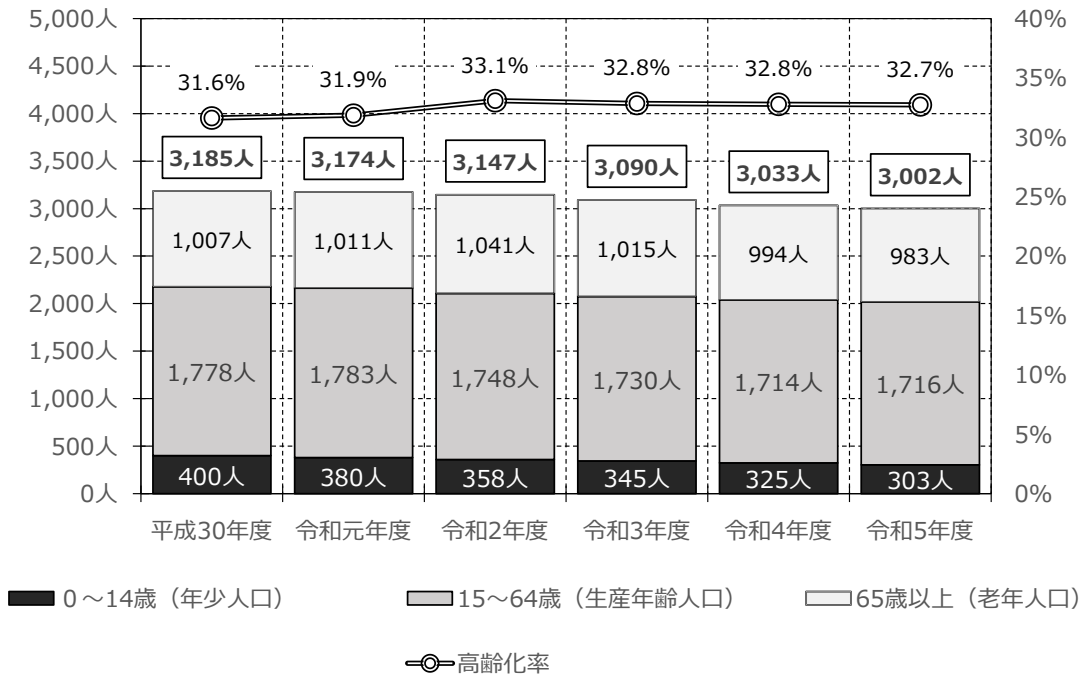
一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもで、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級(重度)から3級(軽度)までに区分されます。

第2章 障がい者福祉を取り巻く状況

1. 障がい者の状況

(1) 人口・世帯

1) 人口の状況

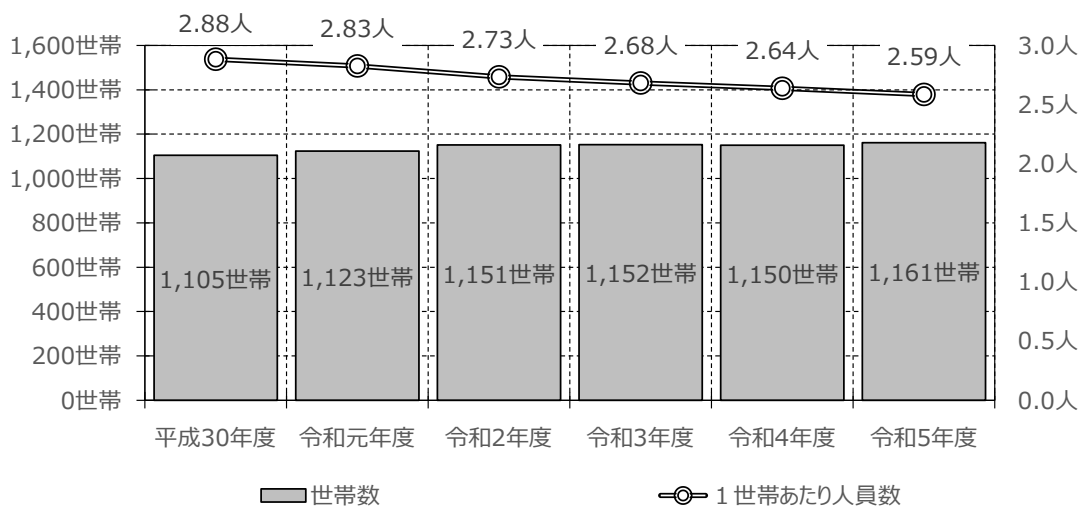


資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

総人口は平成30年度以降やや減少傾向にあり、各年齢層ともにやや減少しています。とくに0～14歳（年少人口）は平成30年度から令和5年度にかけて97人減少し、平成30年度の7割強程度の水準の303人まで減少しています。

65歳以上（老年人口）も減少はしていますが、減少の幅は他の年齢層よりも小さく、高齢化率は令和2年度以降、33%前後の水準でほぼ横ばいに推移しています。

2) 世帯の状況

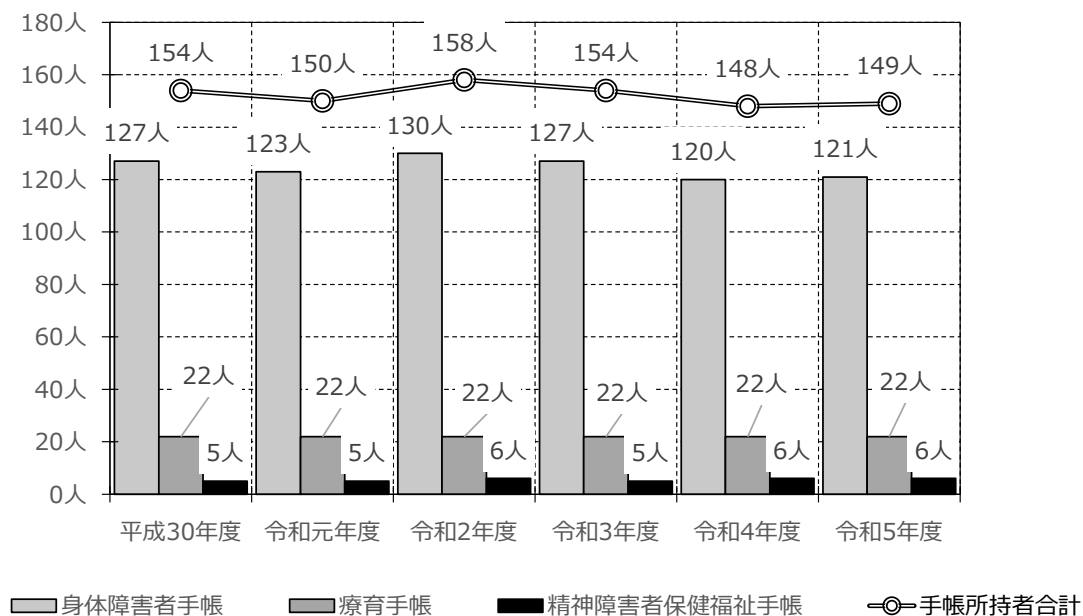


資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

世帯数はやや増加していたものの、令和2年度以降は1,150世帯前後でほぼ横ばいに推移しています。総人口はやや減少し、世帯数は減少していないため、1世帯あたり人員数は平成30年度の2.88人から令和5年度には2.59人に低下しています。

(2) 障がい者手帳等の所持者数

1) 障がい者手帳等の所持者数



資料：大潟村調べ（各年度末現在）
※令和5年度は6月1日現在

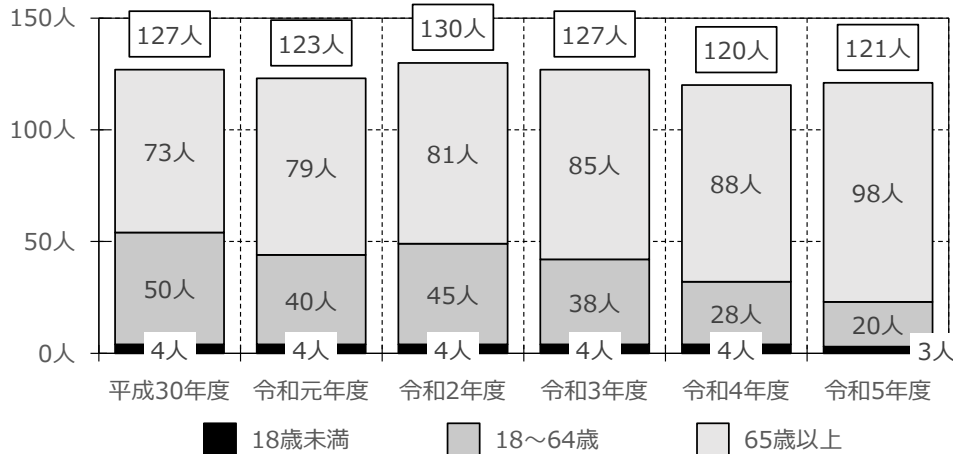
各種障がい者手帳の所持者数の合計は150人前後でほぼ横ばいに推移しています。

手帳の中では各年度、身体障害者手帳の所持者数がもっとも多くなっていますが、令和2年度の130人をピークにやや減少し、令和5年度は121人となっています。

療育手帳の所持者数は22人で一定となっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は5～6人でほぼ横ばいに推移しています。

2) 身体障害者手帳所持者数の状況

①年齢別



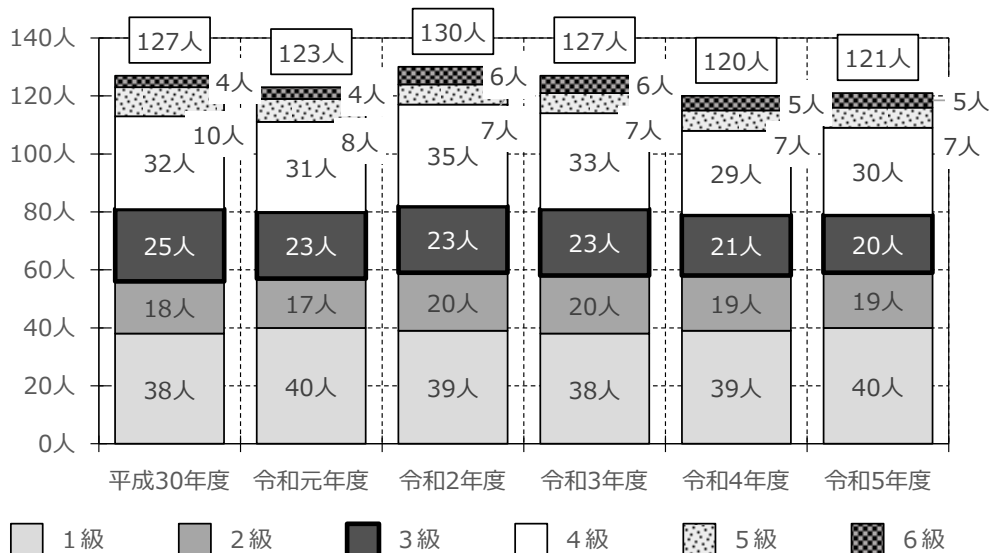
資料：大湯村調べ（各年度末現在）

※令和5年度は6月1日現在

身体障害者手帳所持者数について年齢別にみると、各年度、18歳未満は3~4人で、18~64歳は平成30年度の50人から令和5年度には20人に減少しています。

一方、65歳以上は増加傾向にあり、平成30年度の73人から令和5年度には98人に増加しています。

②等級別

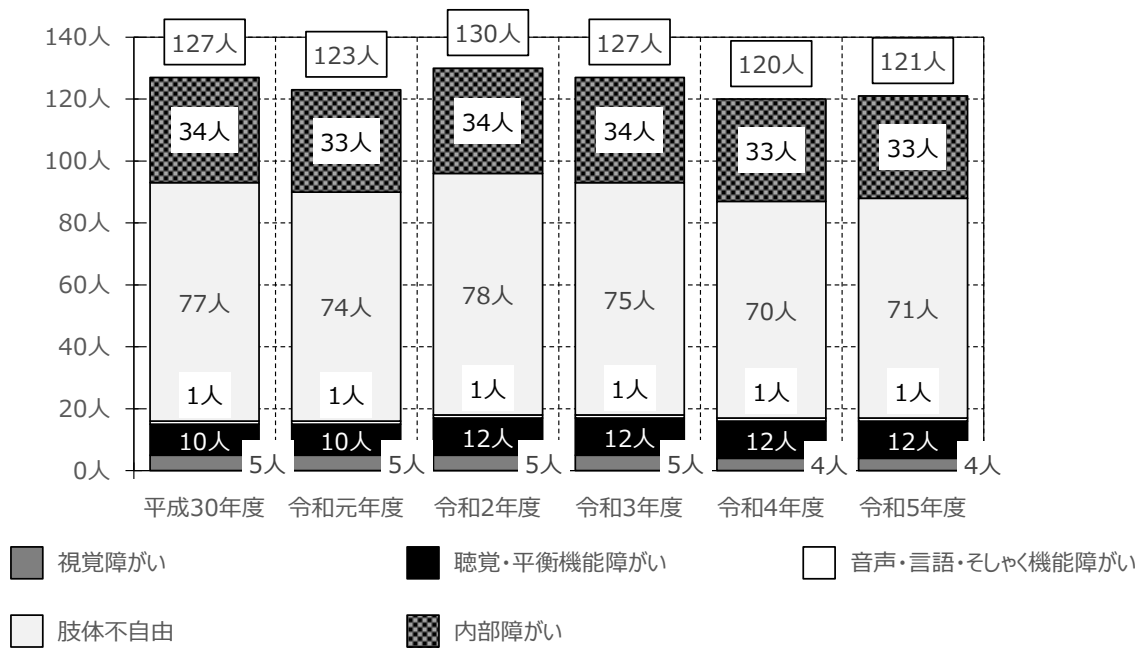


資料：大湯村調べ（各年度末現在）

※令和5年度は6月1日現在

身体障害者手帳所持者数について手帳の等級別にみると、各年度、1級が40人前後ともっとも多く、ついで4級が30人前後で多くなっています。

③障がいの部位別

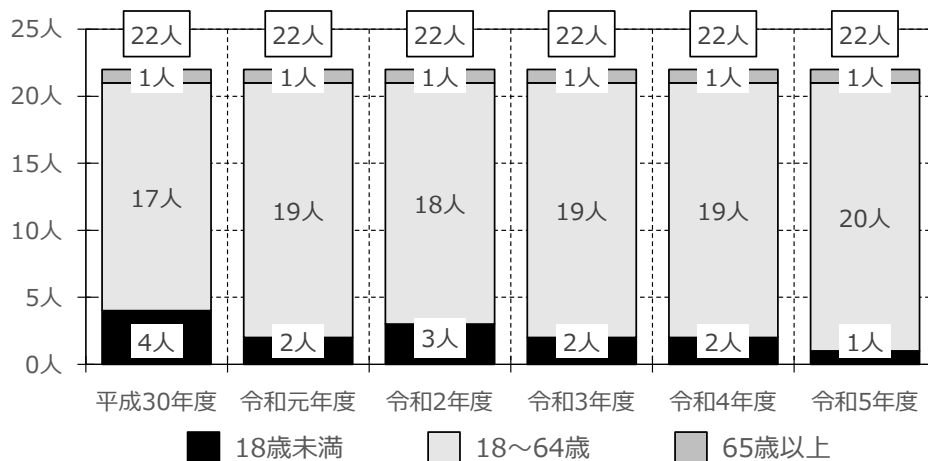


資料：大湯村調べ（各年度末現在）
 ※令和5年度は6月1日現在

身体障害者手帳所持者数について障がいの部位別にみると、各年度、肢体不自由 70人以上と最も多く、ついで内部障がい30人台で多くなっています。

3) 療育手帳所持者数の状況

①年齢別

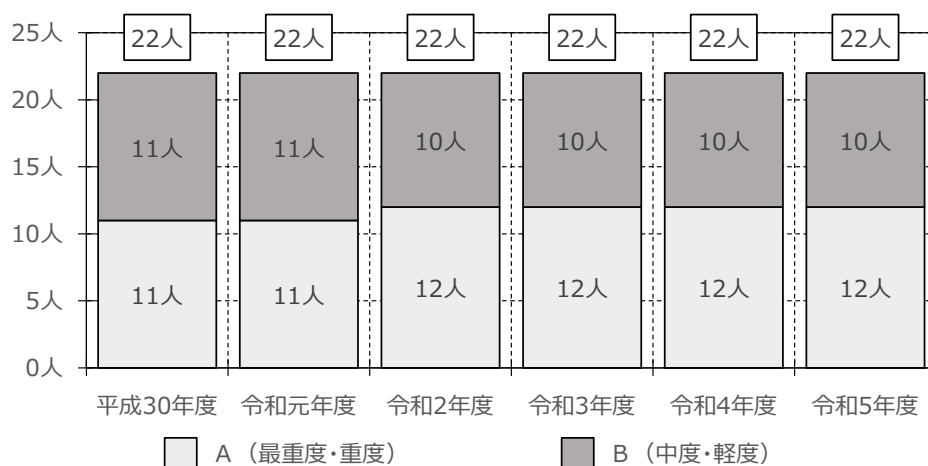


資料：大湯村調べ（各年度末現在）
※令和5年度は6月1日現在

療育手帳所持者数について年齢別にみると、18歳未満はやや減少傾向にあり、平成30年度の4人から令和5年度には1人に減少しています。

18～64歳は各年度1人、大半は18歳以上で、各年度20人前後を占めています。

②等級別

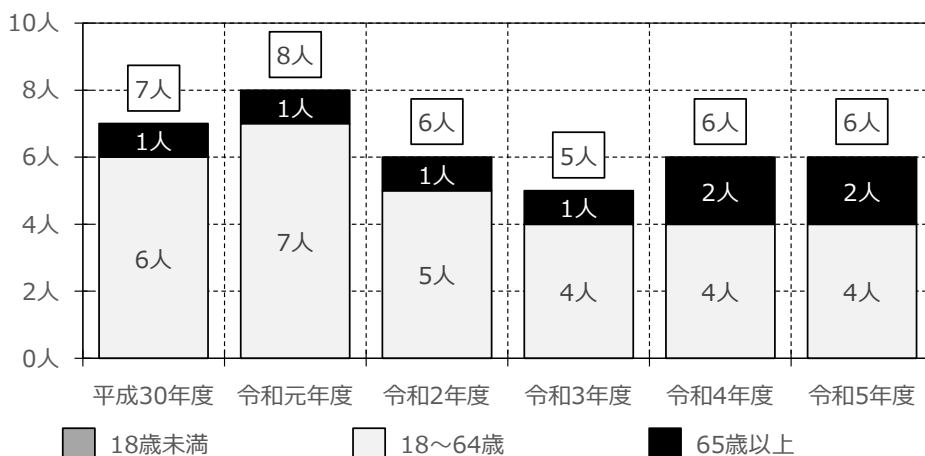


資料：大湯村調べ（各年度末現在）
※令和5年度は6月1日現在

療育手帳所持者数について手帳の等級別にみると、令和2年度以降、Aは12人、Bは10人で一定となっています。

4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

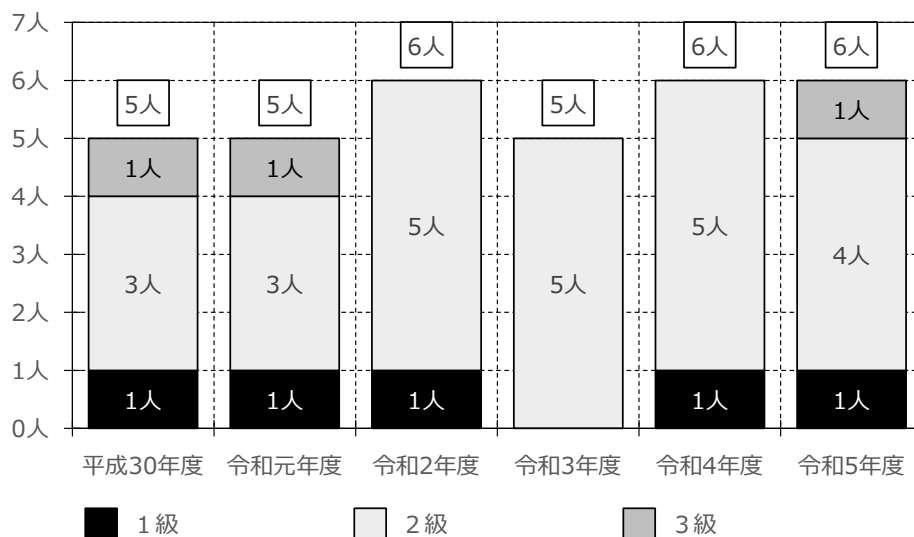
①年齢別



資料：大湯村調べ（各年度末現在）
※令和5年度は6月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数について年齢別にみると、平成30年度以降18歳未満はおらず、18～64歳は令和3年度以降は4人、65歳以上は1～2人で推移しています。

②等級別



資料：大湯村調べ（各年度末現在）
※令和5年度は6月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数について手帳の等級別にみると、1級と3級は0人の年度もあるもののおおむね1人で推移しており、大半(3～5人)は2級となっています。

(3) 障害福祉サービス等提供事業所の状況

①障害福祉サービス

事業項目	事業所数
生活介護	5事業所
就労継続支援B型	3事業所
療養介護	1事業所
短期入所	1事業所
共同生活援助	2事業所
児童発達支援	1事業所

資料：大潟村調べ（令和5年度実績）

村民の利用できる障害福祉サービス等提供事業所の状況をみると、障害福祉サービスについては生活介護を提供しているところが5事業所でもっとも多く、ついで就労継続支援B型を提供しているところが3事業所となっています。

②地域生活支援事業

【必須事業】

事業項目	事業所数
相談支援事業	2事業所
成年後見制度利用支援事業	1事業所
日常生活用具給付等事業	5事業所
移動支援事業	1事業所
地域活動支援センター	1事業所

【任意事業】

事業項目	事業所数
日中一時支援事業	3事業所

資料：大潟村調べ（令和5年度実績）

地域生活支援事業については、日常生活用具給付等事業を提供しているところが5事業所でもっとも多く、ついで日中一時支援事業を提供しているところが3事業所となっています。

2. 各種サービスの進捗状況

(1) 障害福祉サービスの実施状況

①訪問系サービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人 0人	0人 0人	0人 0人
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間 0時間	0時間 0時間	0時間 0時間
重度訪問介護	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人 0人	0人 0人	0人 0人
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間 0時間	0時間 0時間	0時間 0時間
同行援護	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人 0人	0人 0人	0人 0人
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間 0時間	0時間 0時間	0時間 0時間
行動援護	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人 0人	0人 0人	0人 0人
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間 0時間	0時間 0時間	0時間 0時間

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

これまでのところ訪問系サービスの利用はなく、前回計画においても令和3年度以降の目標値の設定は行っていませんでした。

令和3年度以降の利用をみても利用がない状況が続いています。

②日中活動系サービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援(A型)	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援(B型)	実人数 (人/月)	9人	8人	10人	10人	11人	11人
					80.0%	63.6%	63.6%
	延人数 (人日/月)	153人日	148人日	162人日	166人日	153人日	151人日
就労定着支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
療養介護	実人数 (人/月)	3人	3人	3人	3人	2人	2人
					100.0%	66.7%	66.7%
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
生活介護	実人数 (人/月)	4人	5人	6人	7人	7人	7人
					85.7%	85.7%	85.7%
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練(生活訓練)	実人数 (人/月)	1人	1人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練(機能訓練)	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
短期入所(ショートステイ) <福祉型>	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
短期入所(ショートステイ) <医療型>	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

日中活動系サービスについては、これまで就労継続支援(B型)、療養介護、生活介護、自立訓練(生活訓練)の4つのサービスについて利用があり、前回計画においてもこれらのサービスについて令和3年度以降の目標値の設定を行いました。(自立訓練(生活訓練)については令和2年度に利用がなかったことから令和3年度以降の目標値の設定を行っていません。)

令和3年度以降の利用実績をみると、療養介護と生活介護は目標値をやや下回るものの、おおむねそれまでと同様の利用水準となっています。

就労継続支援(B型)については、利用が増加していくものと目標値を見込んでいましたが、利用実績はやや減少傾向となっていたため、計画値に対する実績値の割合は少し低くなっています。

③居住系サービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム)	実人数 (人/月)	2人	2人	2人	1人	1人	1人
					2人	2人	3人
					200.0%	200.0%	300.0%
施設入所支援	実人数 (人/月)	3人	2人	2人	2人	2人	2人
					2人	2人	2人
					100.0%	100.0%	100.0%
自立生活援助	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

居住系サービスについては、自立生活援助を除き、これまで利用があったため、前回計画においても同様の利用をあるものと目標値を設定していました。

これまで利用があった共同生活援助(グループホーム)と施設入所支援について、令和3年度以降の利用実績をみると、これまでと同様に2人/月程度の利用が続いています。

④相談支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人数 (人/月)	18人	18人	17人	22人	23人	23人
					20人	19人	19人
					90.9%	82.6%	82.6%
地域移行支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—
地域定着支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

相談支援については、計画相談支援だけはこれまでに利用があったため、前回計画において目標値の設定を行いました。

前回計画においてはこれまでよりも利用が拡大していくものと見込んで目標値を設定していましたが、令和3年度以降の利用実績をみると、令和3年度は20人に増加はしているものの、令和4年度には19人とやや減少しており、計画値よりは低い水準で利用が推移しています。

(2) 地域生活支援事業の実施状況

① 必須事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施件数	—	0件	0件	1件	1件	1件	
					0件	0件	0件	
自発的活動支援事業	実施件数	—	0件	0件	1件	1件	1件	
					0件	0件	0件	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	—	2か所	2か所	2か所	2か所	
					100.0%	100.0%	100.0%	
	基幹相談支援センター等強化事業	実施か所数	—	0か所	0か所	0か所	0か所	
	住宅入居等支援事業	実施件数	—	0件	0件	0件	0件	
成年後見制度利用支援事業	実施件数	—	0件	0件	0件	0件	0件	
成年後見制度法人後見支援事業	実施件数	—	0件	0件	0件	0件	0件	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	—	0人	0人	0人	0人	
					0件	0件	0件	
					0回	0回	0回	
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	実施件数	—	1件	0件	0件	0件	
	自立生活支援用具	実施件数	—	0件	0件	0件	0件	
	在宅療養等支援用具	実施件数	—	0件	0件	0件	0件	
	情報・意思疎通支援用具	実施件数	—	0件	1件	0件	0件	
	排せつ管理支援用具	実施件数	—	7件	11件	10件	8件	11件
	住宅改修費	実施件数	—	0件	0件	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業	実施件数	—	0件	0件	0件	0件	0件	
移動支援事業	実施件数(件/年)	—	1件	1件	0件	0件	0件	
	利用延べ人数(人/年)	—	0件	0件	0件	0件	0件	
	利用延べ時間(時間/年)	—	0件	0件	0件	0件	0件	

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	I型	実施か所数	—	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
						0か所	0か所	0か所
						—	—	—
	II型	実施か所数	—	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
						0か所	0か所	0か所
						—	—	—
	III型	実施か所数	—	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
						0か所	0か所	0か所
						—	—	—

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

地域生活支援事業の必須事業についてみると、これまで利用のあった相談支援事業(障害者相談支援事業)、日常生活用具給付等事業(排せつ管理支援用具)、移動支援事業については前回計画においてこれまでと同様の目標値の設定を行っています。また、理解促進研修・啓発事業と自発的活動支援事業についてはこれまで利用実績はなかったものの、令和3年度以降にそれぞれ1件程度の利用を見込んでいました。

令和3年度以降の利用実績をみると、相談支援事業(障害者相談支援事業)の実施か所数はこれまでと変化はなかったものの、日常生活用具給付等事業(排せつ管理支援用具)の利用はやや減少し、その他のサービスはこれまで利用があったものを含め、利用がない状況となっています。

②任意事業

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの運営	設置か所数		—	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
						0か所	0か所	0か所
						—	—	—
	利用人数 (人/年)		—	0人	0人	0人	0人	0人
						0人	0人	0人
						—	—	—
日中一時支援事業	利用人数 (人/年)		—	0人	0人	1人	1人	1人
						0人	0人	0人
						0.0%	0.0%	0.0%
	延べ人数 (人日/年)		—	0人日	0人日	1人日	3人日	3人日
						0人日	0人日	0人日
						0.0%	0.0%	0.0%
巡回支援専門員整備	延べ件数 (件/年)		—	0件	0件	0件	0件	0件
						0件	0件	0件
						—	—	—

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

地域生活支援事業の任意事業については、これまで利用がなく、前回計画においては目標値の設定は行っていません。

令和3年度以降の利用実績をみても、引き続き、利用がない状況が続いています。

(3) 障害児福祉サービスの実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人数 (人/月)	3人	3人	3人	3人	3人	3人
					3人	4人	0人
	延人数 (人日/月)	74人日	43人日	60人日	60人日	60人日	60人日
					8人日	9人日	0人日
				100.0%	133.3%	0.0%	
				13.3%	15.0%	0.0%	
放課後等デイサービス	実人数 (人/月)	0人	2人	2人	2人	2人	2人
					1人	2人	4人
	延人数 (人日/月)	0人日	7人日	21人日	22人日	22人日	22人日
					4人日	11人日	16人日
				50.0%	100.0%	200.0%	
				18.2%	50.0%	72.7%	
保育所等訪問支援	実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
				—	—	—	
				0人日	0人日	0人日	
医療型児童発達支援	実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人
					1人	1人	0人
	延人数 (人日/月)	0人日	0人日	23人日	24人日	24人日	24人日
					2人日	1人日	0人日
				100.0%	100.0%	0.0%	
				8.3%	4.2%	0.0%	
障害児相談支援	実人数 (人/月)	3人	2人	14人	14人	14人	14人
					5人	5人	4人
					35.7%	35.7%	28.6%
					—	—	—

上段：前計画における計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

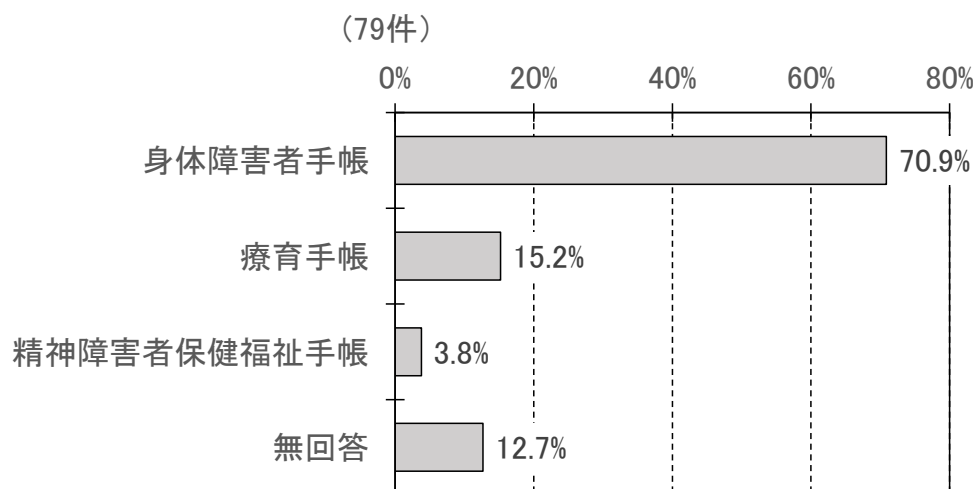
障害児福祉サービスについては、保育所等訪問支援を除き、これまで利用があり、前回計画においても令和3年度以降同様の利用があるものと目標値を見込んでいました。

令和3年度以降の利用実績をみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、医療型児童発達支援の利用実人数はほぼこれまでと同様の利用となっており、おおむね目標値通りに推移していますが、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援の延人数はこれまでの利用水準から減少し、目標値を大きく下回る状況となっています。

また障害児相談支援についても令和2年度の3割程度の利用で推移しています。

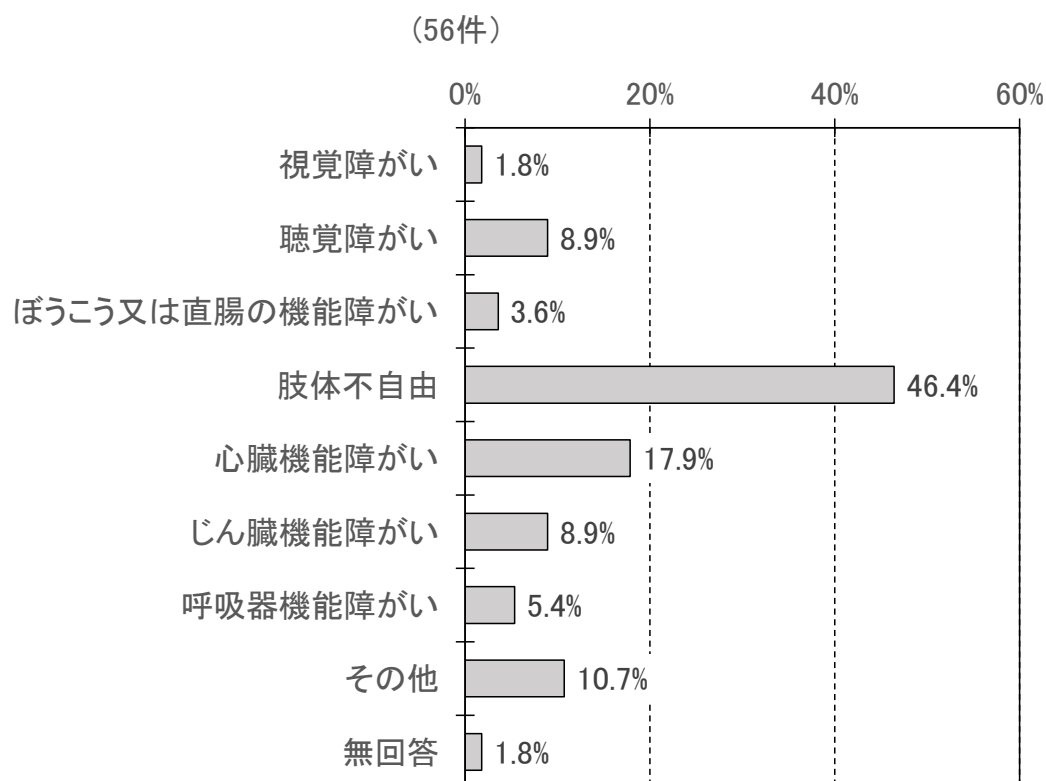
3. アンケート調査結果のポイント

(1) 各種障がい者手帳の所持状況



各種障がい者手帳の所持状況を見ると、「身体障害者手帳」所持者が 70.9%でもっとも多く、ついで「療育手帳」所持者が 15.2%となっています。

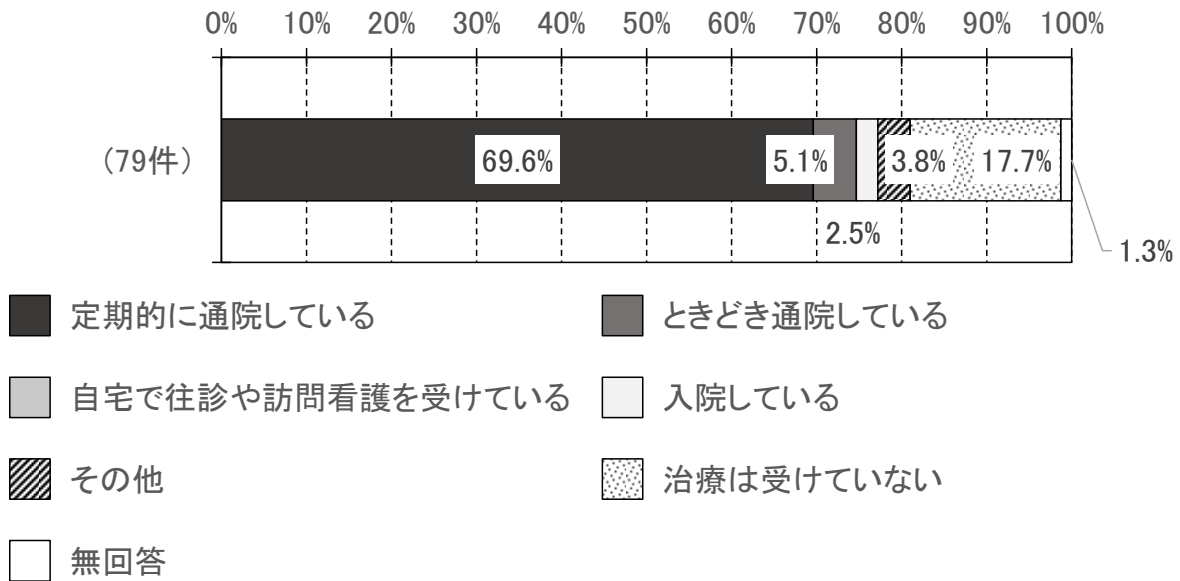
<身体障害者手帳所持者障がいの種類>



身体障害者手帳所持者の障がいの種類としては、「肢体不自由」が 46.4%でもっとも多くなっています。

(2) 医療的ケアの状況

①医師による治療



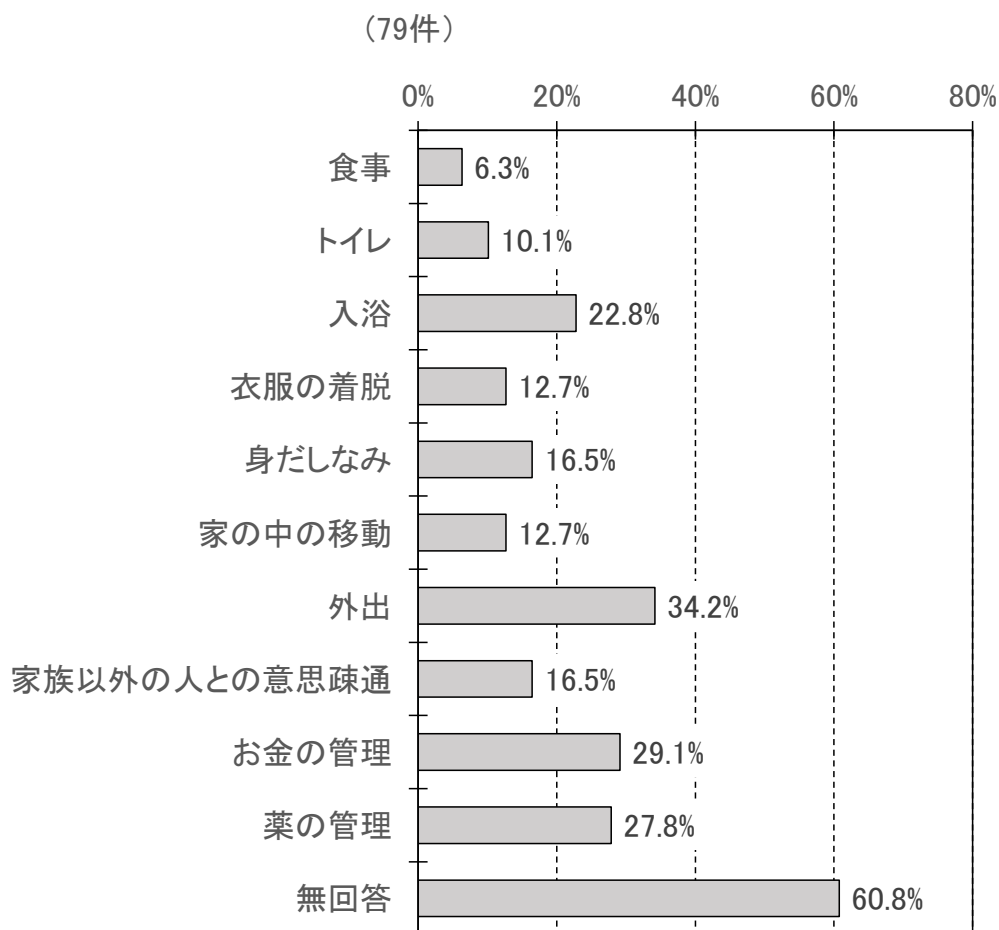
医師による治療の状況を見ると、全体の69.6%は「定期的に通院している」としています。一方で「治療は受けていない」という人も17.7%を占めています。

[属性別にみた回答傾向]

		n	定期的に通院している	ときどき通院している	自宅で往診や訪問看護を受けている	入院している	その他	治療は受けていない	無回答
全体		79件	69.6%	5.1%	0.0%	2.5%	3.8%	17.7%	1.3%
年齢	18歳未満	2件	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
	18～40歳未満	9件	66.7%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%
	40～65歳未満	15件	66.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	20.0%	0.0%
	65～75歳未満	13件	76.9%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	15.4%	0.0%
	75歳以上	40件	70.0%	7.5%	0.0%	0.0%	5.0%	15.0%	2.5%

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「定期的に通院している」という回答の割合は高いですが、65歳以上では7割を超えています。

(3) 日常生活動作

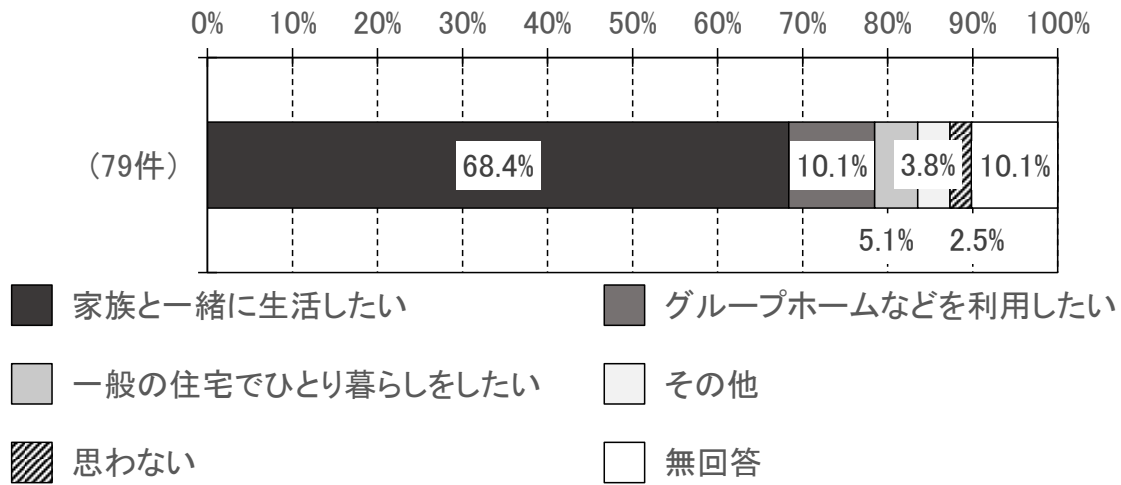


日常生活における介助の必要性についてみると、全般的に「一人で行える」という回答の割合が高くなっています。

「一部介助が必要」と「全部介助が必要」をあわせた介助が必要という回答について整理すると、「外出」(34.2%)がもっとも多く、ついで「お金の管理」(29.1%)、「薬の管理」(27.8%)などが多くなっています。

(4) 地域生活における希望

①地域での生活の希望



将来の地域での生活のあり方については、「家族と一緒に生活したい」が 68.4%でもっとも多くなっています。

〔属性別にみた回答傾向〕

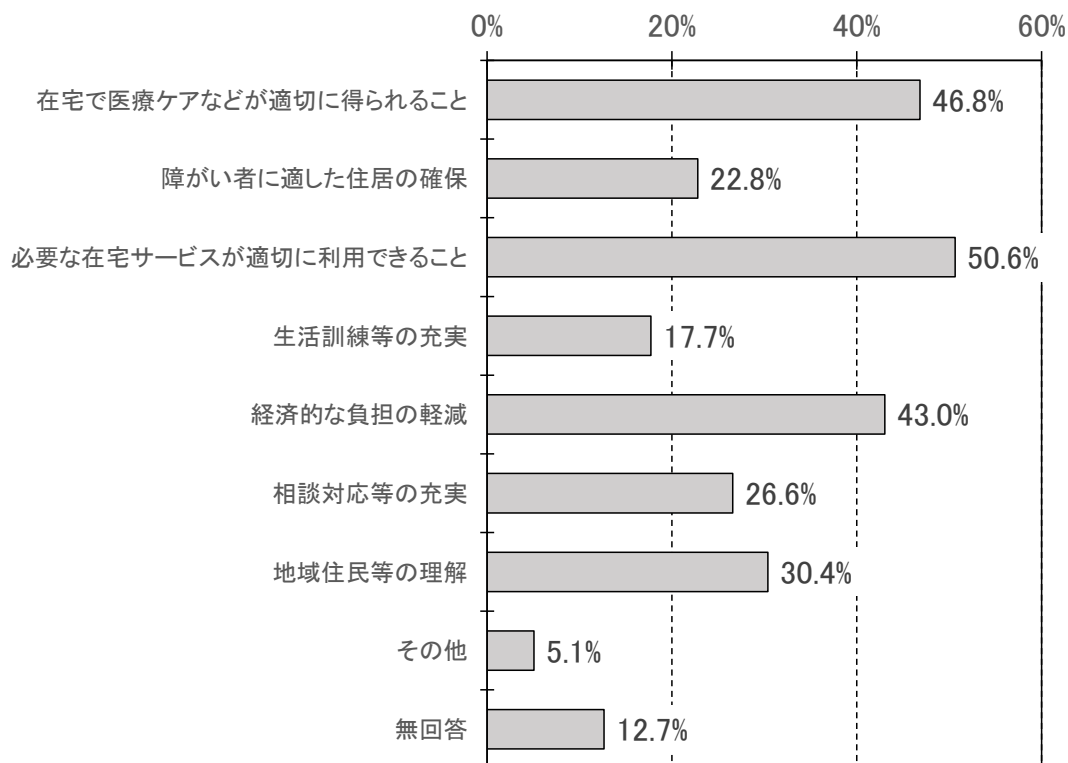
		n	家族と一緒に生活したい	グループホームなどを利用したい	一般の住宅でひとり暮らしをしたい	その他	思わない	無回答
全体		79件	68.4%	10.1%	5.1%	3.8%	2.5%	10.1%
年齢	18歳未満	2件	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～40歳未満	9件	77.8%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%
	40～65歳未満	15件	33.3%	13.3%	13.3%	6.7%	13.3%	20.0%
	65～75歳未満	13件	69.2%	15.4%	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%
	75歳以上	40件	80.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%

「18歳未満」や「40～65歳未満」では「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」への回答が他の年齢層よりも割合が高くなっています。

「75歳以上では」8割が「家族と一緒に生活したい」としています。

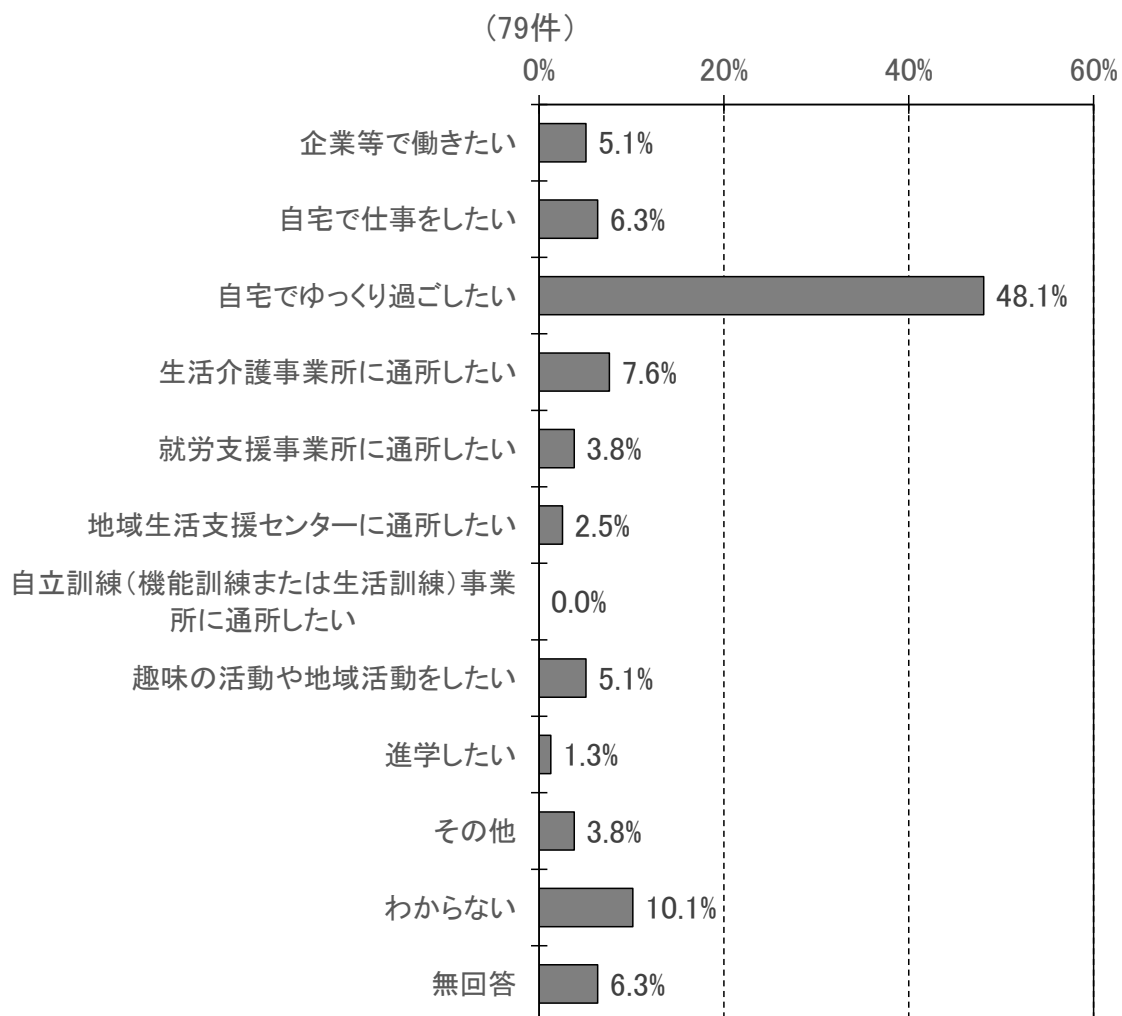
②地域生活の継続のために必要な支援

(79件)



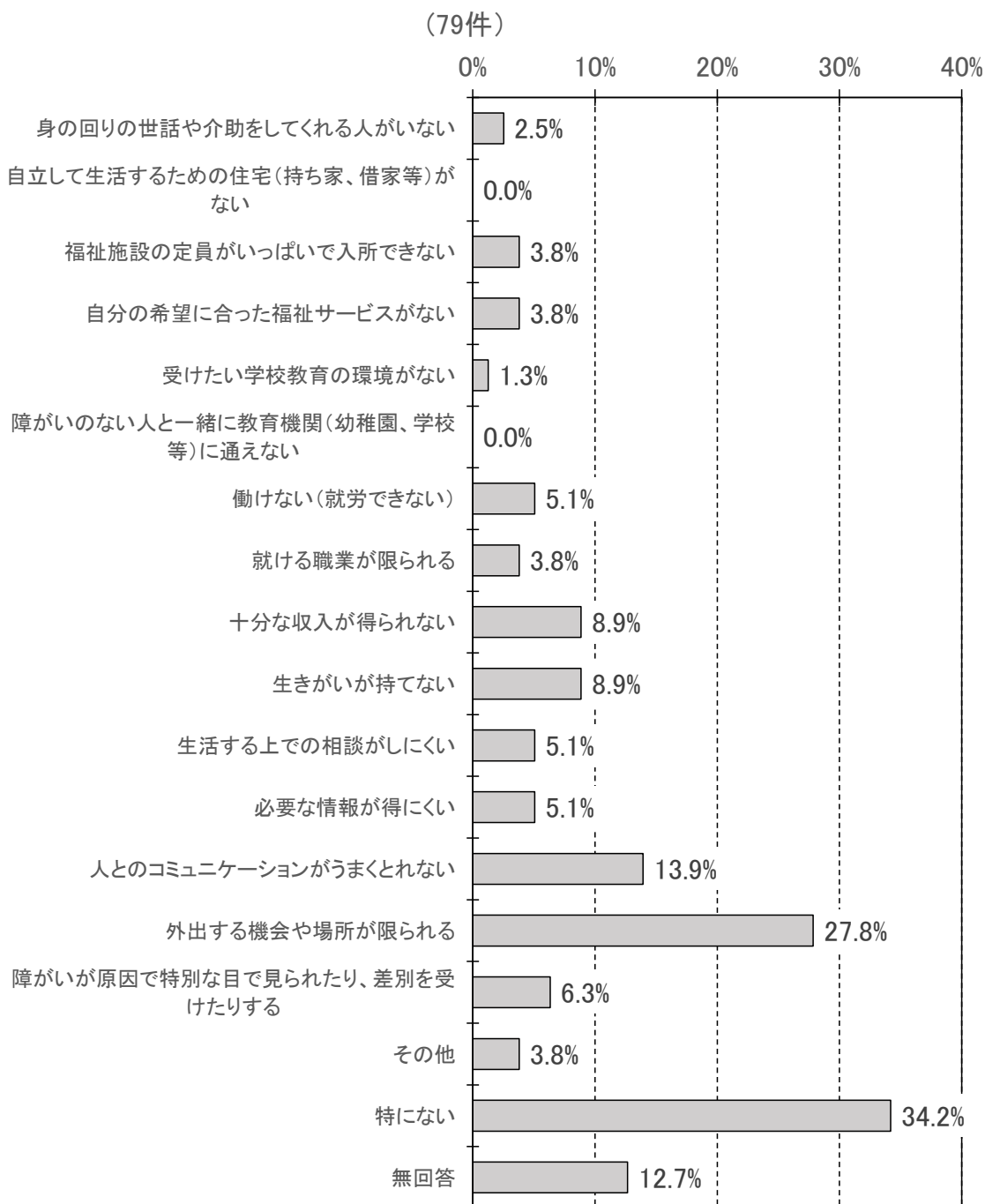
地域で生活していくために必要な支援としては、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が50.6%でもっとも多く、ついで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(46.8%)、「経済的な負担の軽減」(43.0%)が4割以上を占めています。

③将来の生活の希望



将来の生活の希望としては、「自宅でゆっくり過ごしたい」が 48.1%でもっとも多くなっています。

(5) 普段の生活で困っていること



普段の生活の中で困っていることについては、「特にない」が34.2%と3割以上を占めています。困っていることとしては、「外出する機会や場所が限られる」が27.8%でもっとも多くなっています。

【属性別にみた回答傾向】

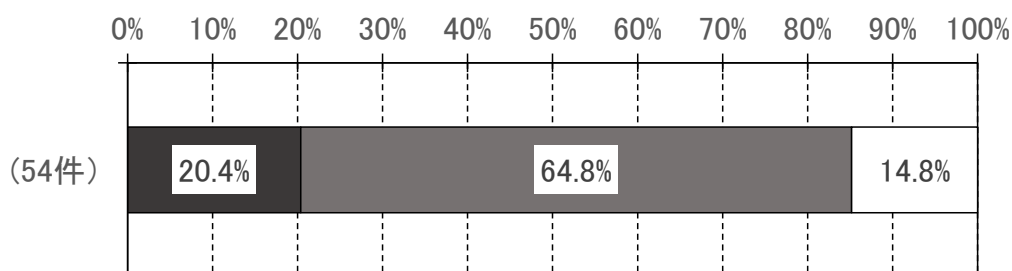
		n	身の回りの世話や介助をしてくれる人がいない	自立して生活するための住宅(持ち家、借家等)がない	福祉施設の定員がいっぱいで入所できない	自分の希望に合った福祉サービスがない	受けたい学校教育の環境がない	障がいのない人と一緒に教育機関(幼稚園、学校等)に通えない	働けない(就労できない)	就ける職業が限られる	十分な収入が得られない
全体		100.0%	2.5%	0.0%	3.8%	3.8%	1.3%	0.0%	5.1%	3.8%	8.9%
		79件	2件	0件	3件	3件	1件	0件	4件	3件	7件
手帳の所持状況	身体障害者手帳	100.0%	3.6%	0.0%	5.4%	3.6%	0.0%	0.0%	1.8%	3.6%	7.1%
		56件	2件	0件	3件	2件	0件	0件	1件	2件	4件
	療育手帳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	16.7%
		12件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	2件
	精神障害者保健福祉手帳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件
		n	生きがいが持てない	生活する上での相談がしにくい	必要な情報が得にくい	人とのコミュニケーションがうまくとれない	外出する機会や場所が限られる	障がいが原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする	その他	特になし	無回答
全体		100.0%	8.9%	5.1%	5.1%	13.9%	27.8%	6.3%	3.8%	34.2%	12.7%
		79件	7件	4件	4件	11件	22件	5件	3件	27件	10件
手帳の所持状況	身体障害者手帳	100.0%	8.9%	5.4%	5.4%	7.1%	25.0%	3.6%	3.6%	35.7%	16.1%
		56件	5件	3件	3件	4件	14件	2件	2件	20件	9件
	療育手帳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	41.7%	50.0%	25.0%	8.3%	25.0%	8.3%
		12件	0件	0件	0件	5件	6件	3件	1件	3件	1件
	精神障害者保健福祉手帳	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
		3件	0件	1件	0件	2件	1件	0件	0件	1件	0件

身体障害者手帳所持者では「特になし」という回答がもっとも多くなっています。

療育手帳所持者では半数が「外出する機会や場所が限られる」ことに困っているとしており、精神障害者保健福祉手帳所持者では、6割以上が「人とのコミュニケーションがうまくとれない」ことに困っているとしています。

(6) 就労に対する意向

①今後の就労意向



■ 仕事をしたい ■ 仕事はしたくない、できない □ 無回答

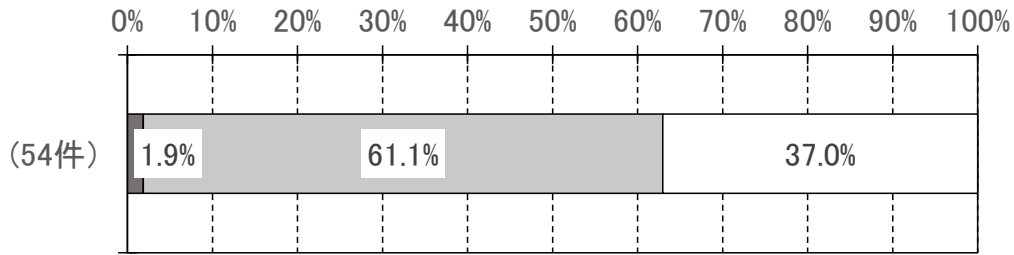
現在収入の得られる仕事をしていない人に今後の就労意向を聞くと、「仕事をしたい」は20.4%で、6割以上は「仕事はしたくない、できない」(64.8%)としています。

【属性別にみた回答傾向】

		n	仕事をしたい	仕事はしたくない、できない	無回答
全体		100.0%	20.4%	64.8%	14.8%
		54件	11件	35件	8件
年齢	18歳未満	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
		2件	2件	0件	0件
	18～40歳未満	100.0%	25.0%	50.0%	25.0%
		8件	2件	4件	2件
	40～65歳未満	100.0%	28.6%	42.9%	28.6%
		7件	2件	3件	2件
65～75歳未満	100.0%	25.0%	62.5%	12.5%	
	8件	2件	5件	1件	
75歳以上	100.0%	10.3%	79.3%	10.3%	
	29件	3件	23件	3件	

年齢別にみると、「18歳未満」では全員が「仕事をしたい」としていますが、18歳以上では3割以下にとどまり、4割以上が「仕事はしたくない、できない」としています。

②職業訓練の受講意向



- すでに職業訓練を受けている
- 職業訓練を受けたい
- 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない
- 無回答

現在収入の得られる仕事をしていない人に職業訓練の受講意向について聞くと、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が61.1%と6割を占めています。

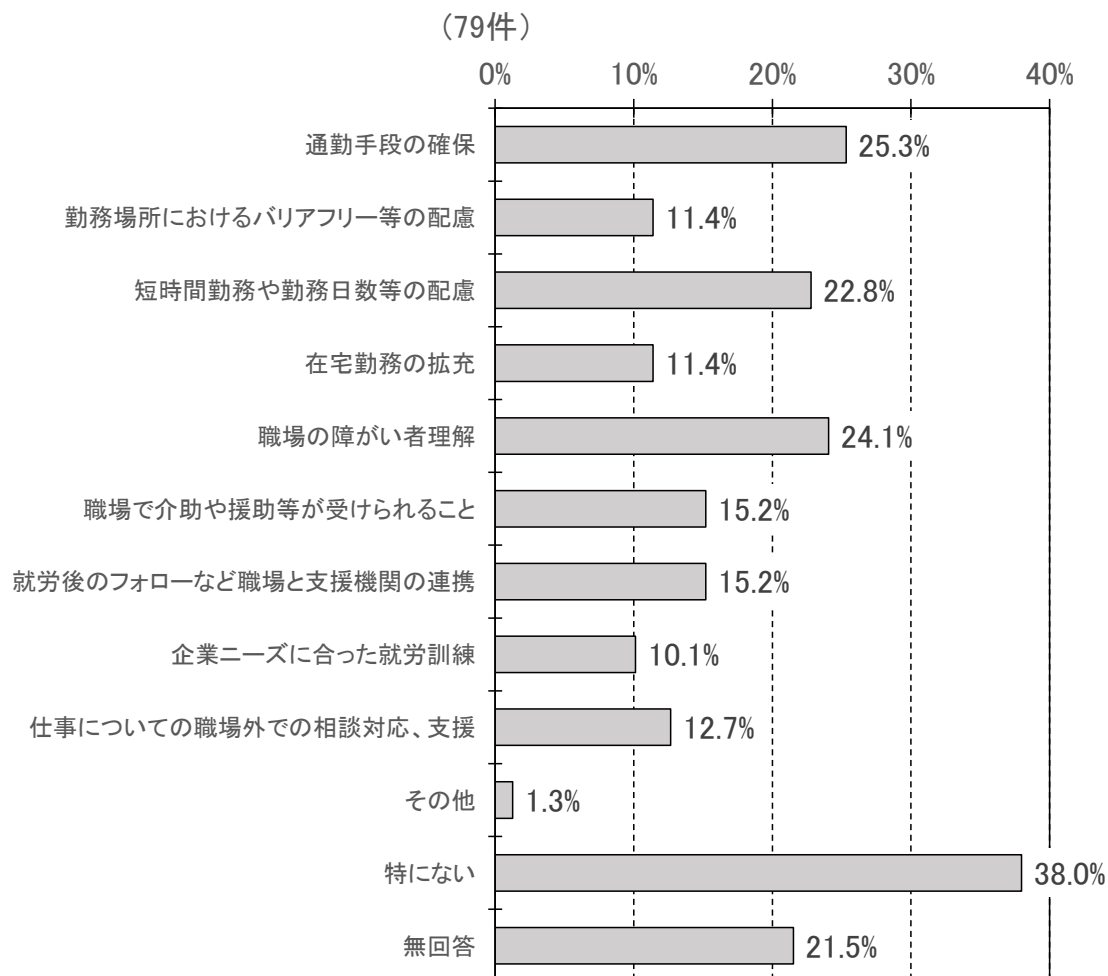
「すでに職業訓練を受けている」人はおらず、「職業訓練を受けたい」も1.9%にとどまっています。

[属性別にみた回答傾向]

		n	すでに職業訓練を受けている	職業訓練を受けたい	職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	無回答
全体		100.0%	0.0%	1.9%	61.1%	37.0%
		54件	0件	1件	33件	20件
年齢	18歳未満	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
		2件	0件	1件	1件	0件
	18～40歳未満	100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%
		8件	0件	0件	6件	2件
	40～65歳未満	100.0%	0.0%	0.0%	57.1%	42.9%
		7件	0件	0件	4件	3件
65～75歳未満	100.0%	0.0%	0.0%	62.5%	37.5%	
	8件	0件	0件	5件	3件	
75歳以上	100.0%	0.0%	0.0%	58.6%	41.4%	
	29件	0件	0件	17件	12件	

「職業訓練を受けたい」という回答は、「18歳未満」では半数を占めていますが、18歳以上では「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」という回答の割合が高くなっています。

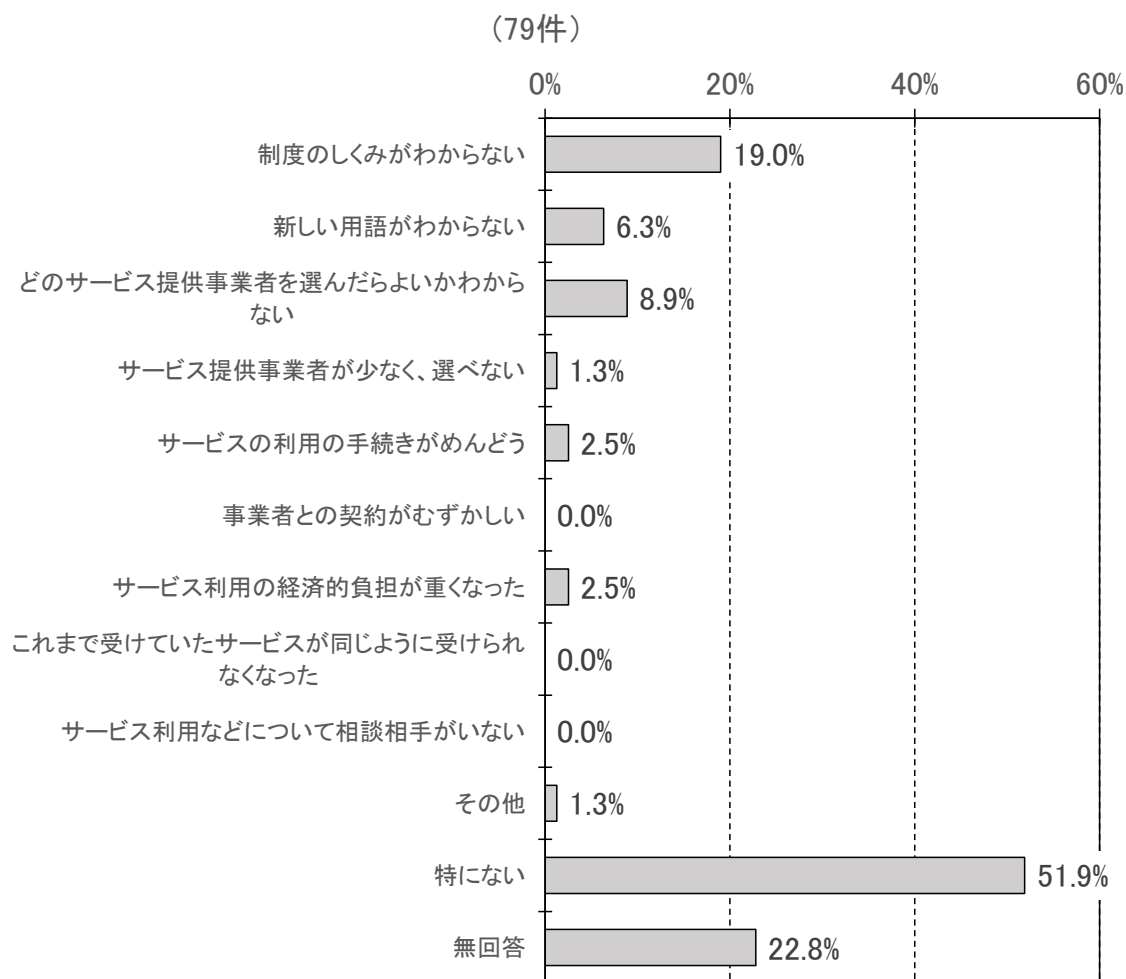
③障がい者の就労支援のために必要なこと



障がい者の就労支援として必要なこととしては、「特にない」が 38.0%でもっとも多くなっています。

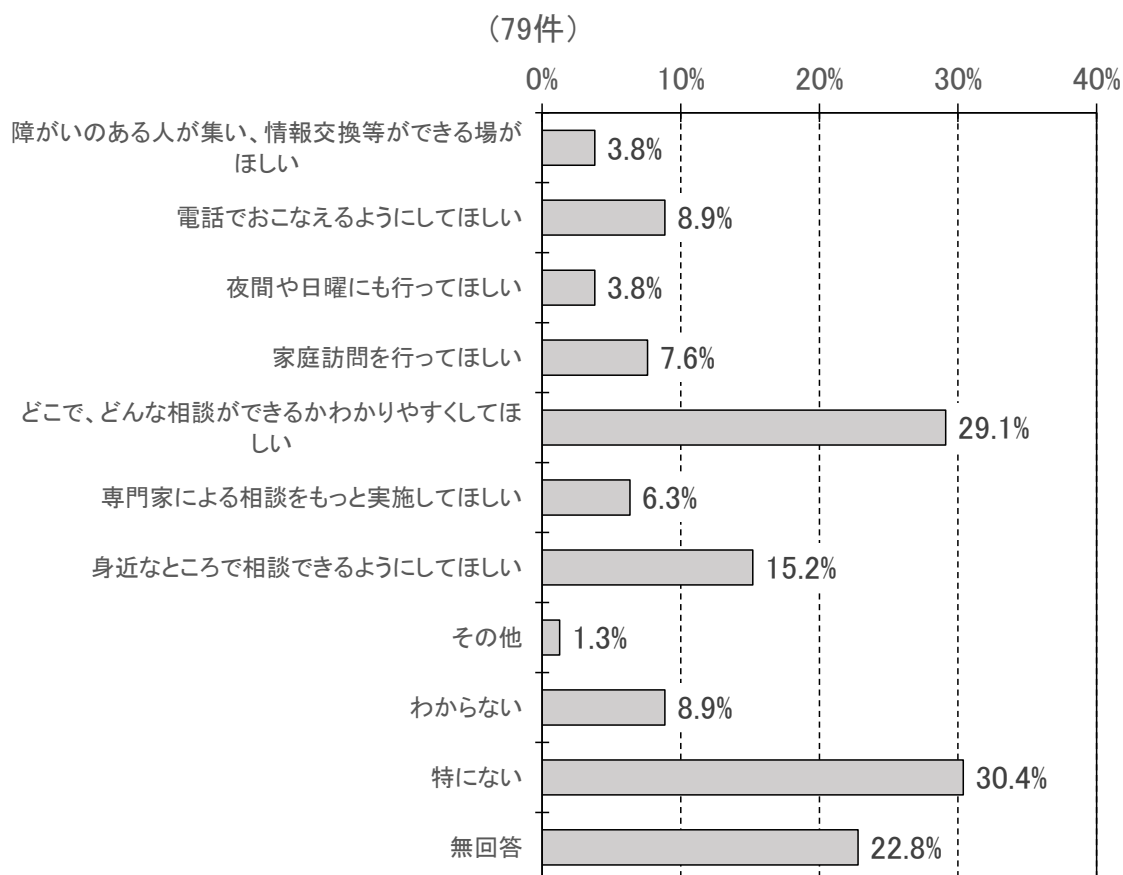
必要なこととしては、「通勤手段の確保」(25.3%)、「職場の障がい者理解」(24.1%)、短時間勤務や勤務日数等の配慮」(22.8%)などへの回答が多くなっています。

(7) 障害福祉サービスの利用に際して困っていること



障害福祉サービスの利用に際して困っていることとしては、「特になし」が 51.9%と半数を占めています。困っていることとしては、「制度のしくみがわからない」が 19.0%で多くなっています。

(8) 相談に際しての希望

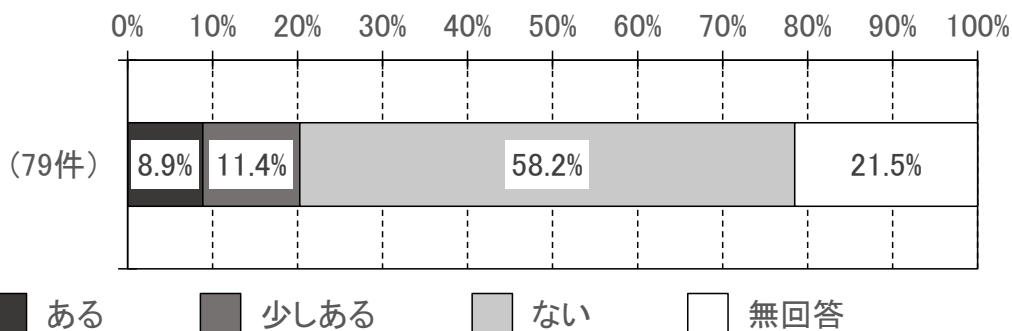


相談に際しての希望としては、「特にない」が 30.4%でもっとも多くなっています。

してほしいことの希望としては「どこで、どんな相談ができるかわかりやすくしてほしい」が 29.1%でもっとも多くなっています。

(9) 障がいによる差別の経験

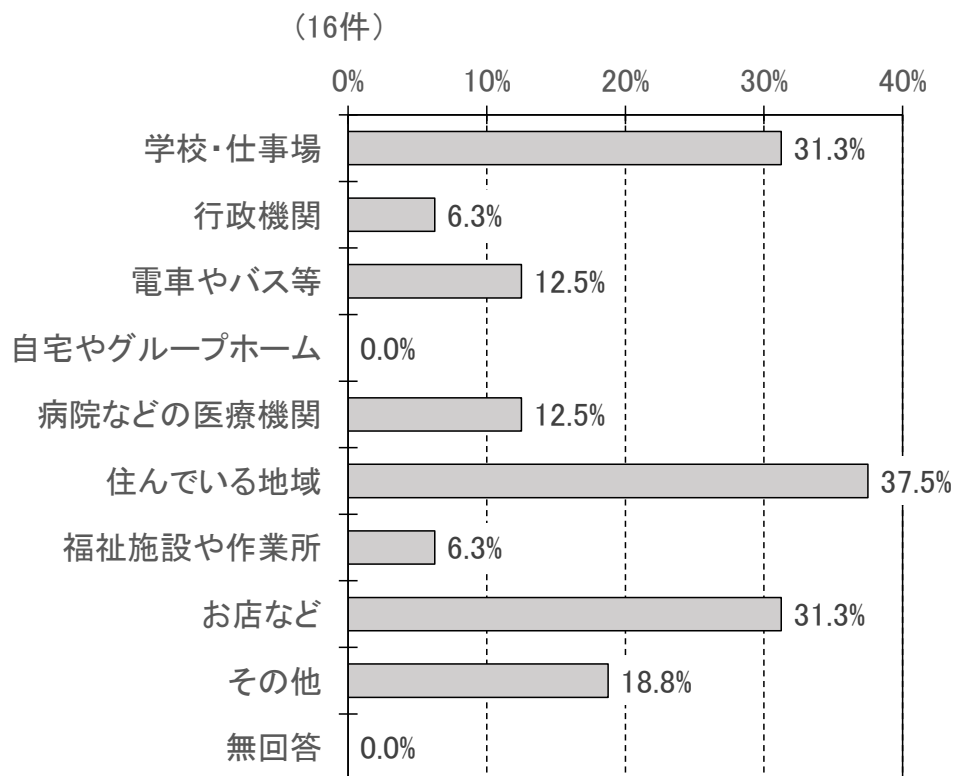
①障がいによる差別の経験の有無



障がいによる差別の経験についてみると、58.2%は「ない」としています。

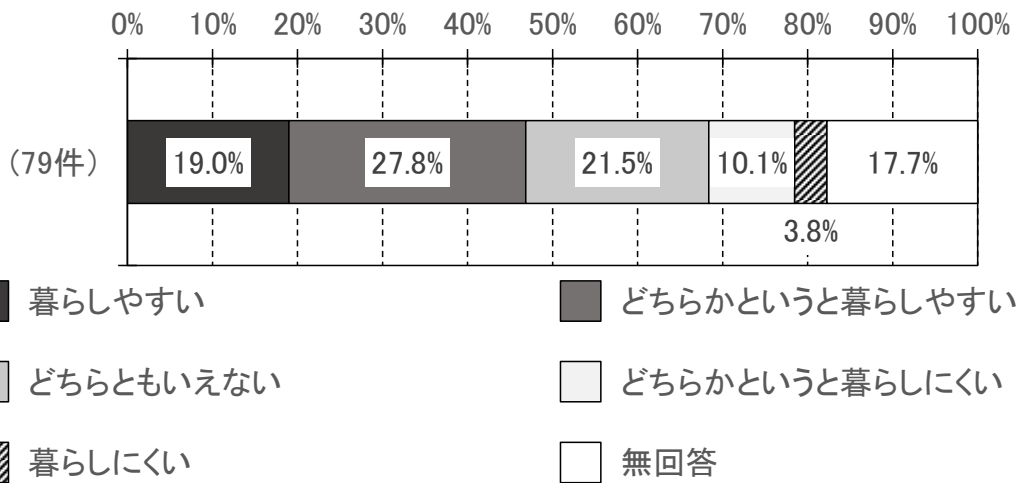
「ある」は8.9%、「少しある」は11.4%で、あわせると20.3%はいやな思いをしたことがあるとしています。

②障がいによる差別を受けた場所



障がいがあることはいやな思いをしたことがあるという回答者に、いやな思いをした場所について聞くと、「住んでいる地域」が37.5%でもっとも多く、ついで「学校・仕事場」(31.3%)、「お店など」(31.3%)が挙げられています。

(10) 本村の障がい者にとっての暮らしやすさ



本村の障がい者にとっての暮らしやすさについて「どちらかといえば暮らしやすい」は 27.8%、「暮らしやすい」は 19.0%で、あわせると 46.8%が「暮らしやすい」と評価しています。

〔属性別にみた回答傾向〕

		n	暮らしやすい	どちらともいえない	暮らしにくい	無回答
全体		100.0%	46.8%	21.5%	13.9%	17.7%
		79件	37件	17件	11件	14件
手帳の所持状況	身体障害者手帳	100.0%	44.6%	21.4%	14.3%	19.6%
		56件	25件	12件	8件	11件
	療育手帳	100.0%	66.7%	0.0%	25.0%	8.3%
		12件	8件	0件	3件	1件
	精神障害者保健福祉手帳	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
		3件	0件	3件	0件	0件

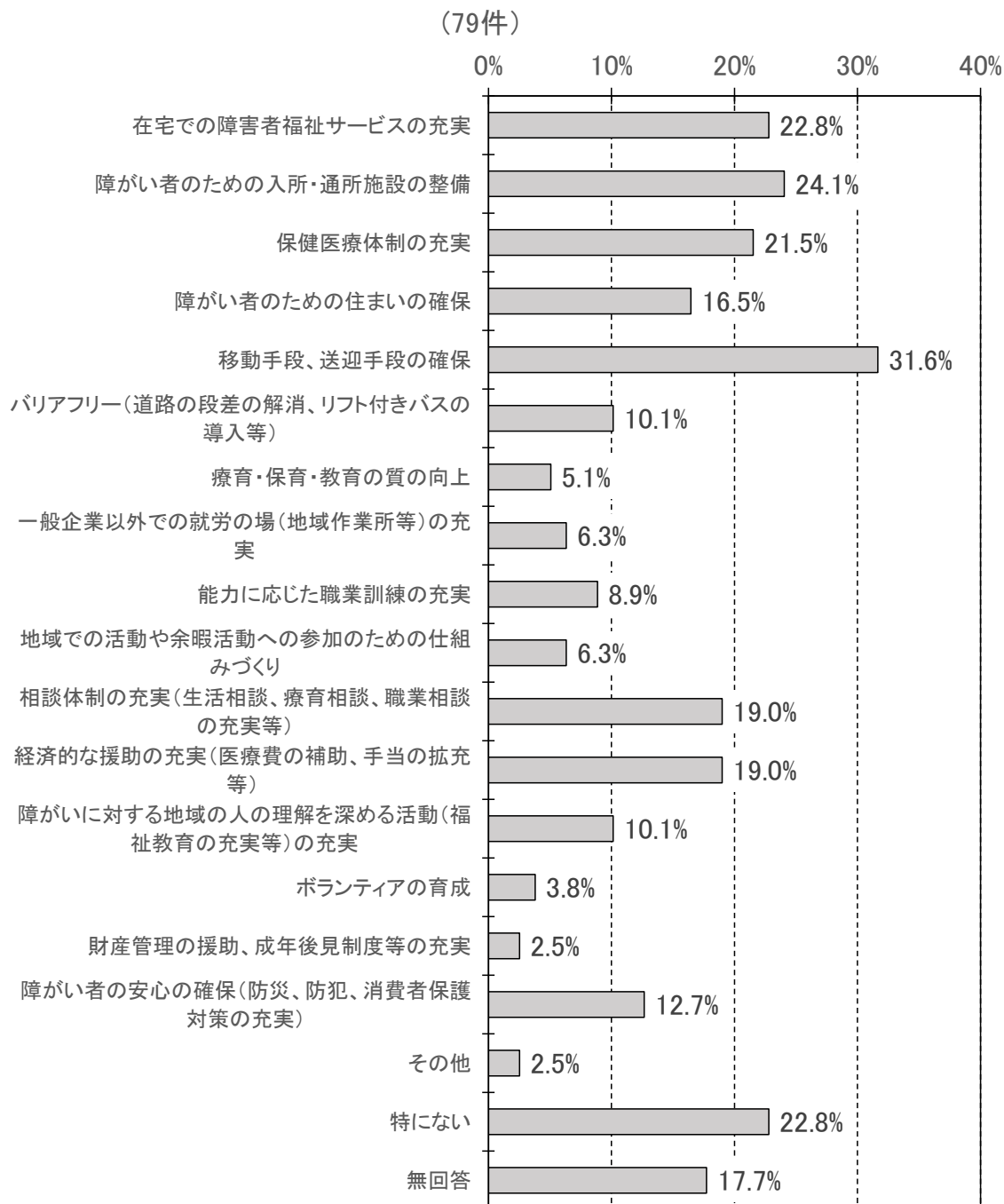
精神障害者保健福祉手帳所持者では「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」「暮らしやすい」がありませんでした。

		n	暮らしやすい	どちらともいえない	暮らしにくい	無回答
全体		100.0%	46.8%	21.5%	13.9%	17.7%
		79件	37件	17件	11件	14件
障がいによる差別経験	ある	100.0%	31.3%	31.3%	25.0%	12.5%
		16件	5件	5件	4件	2件
	ない	100.0%	60.9%	21.7%	13.0%	4.3%
		46件	28件	10件	6件	2件

障がいによる差別経験別にみると、差別経験がある人では「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」「暮らしやすい」という回答は 31.3%にとどまりますが、差別経験がない人では 60.9%が「暮らしやすい」と評価しています。

差別経験がない人ほど本村の障がい者にとっての暮らしやすさの評価が高くなっています。

(11) 今後、重要と思われる障がい者施策



今後、重要と思われる障がい者施策としては、「移動手段、送迎手段の確保」が 31.6%でもっとも多く、ついで「障がい者のための入所・通所施設の整備」(24.1%)、「在宅での障害者福祉サービスの充実」(22.8%)、「保健医療体制の充実」(21.5%)など、生活の継続・充実に関わるサービスが挙げられています。

【属性別にみた回答傾向】

		n	在宅での障害者福祉サービスの充実	障がい者のための入所・通所施設の整備	保健医療体制の充実	障がい者のための住まいの確保(障がい者向け住宅の整備、グループホームの整備、住宅改造の資金援助等)	移動手段、送迎手段の確保	バリアフリー(道路の段差の解消、リフト付きバスの導入等)	療育・保育・教育の質の向上	一般企業以外での就労の場(地域作業所等)の充実	能力に応じた職業訓練の充実	
全体		100.0%	22.8%	24.1%	21.5%	16.5%	31.6%	10.1%	5.1%	6.3%	8.9%	
		79件	18件	19件	17件	13件	25件	8件	4件	5件	7件	
手帳の所持状況	身体障害者手帳	100.0%	23.2%	19.6%	23.2%	10.7%	35.7%	14.3%	1.8%	3.6%	5.4%	
		56件	13件	11件	13件	6件	20件	8件	1件	2件	3件	
	療育手帳	100.0%	8.3%	33.3%	0.0%	50.0%	8.3%	0.0%	8.3%	8.3%	0.0%	
		12件	1件	4件	0件	6件	1件	0件	1件	1件	0件	
	精神障害者保健福祉手帳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	
		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	
		n	地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり(施設の充実、情報の提供、移動の支援等)	相談体制の充実(生活相談、療育相談、職業相談の充実等)	経済的な援助の充実(医療費の補助、手当の拡充等)	障がいに対する地域の人々の理解を深める活動(福祉教育の充実等)の充実	ボランティアの育成	財産管理の援助、成年後見制度等の充実	障がい者の安心の確保(防災、防犯、消費者保護対策の充実)	その他	特になし	
全体		100.0%	6.3%	19.0%	19.0%	10.1%	3.8%	2.5%	12.7%	2.5%	22.8%	
		79件	5件	15件	15件	8件	3件	2件	10件	2件	18件	
手帳の所持状況	身体障害者手帳	100.0%	7.1%	19.6%	23.2%	8.9%	3.6%	3.6%	12.5%	3.6%	26.8%	
		56件	4件	11件	13件	5件	2件	2件	7件	2件	15件	
	療育手帳	100.0%	0.0%	8.3%	8.3%	25.0%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	25.0%	
		12件	0件	1件	1件	3件	1件	0件	1件	0件	3件	
	精神障害者保健福祉手帳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	
		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	
		n	無回答									
全体		100.0%	17.7%									
		79件	14件									
手帳の所持状況	身体障害者手帳	100.0%	19.6%									
		56件	11件									
	療育手帳	100.0%	8.3%									
		12件	1件									
	精神障害者保健福祉手帳	100.0%	0.0%									
		3件	0件									

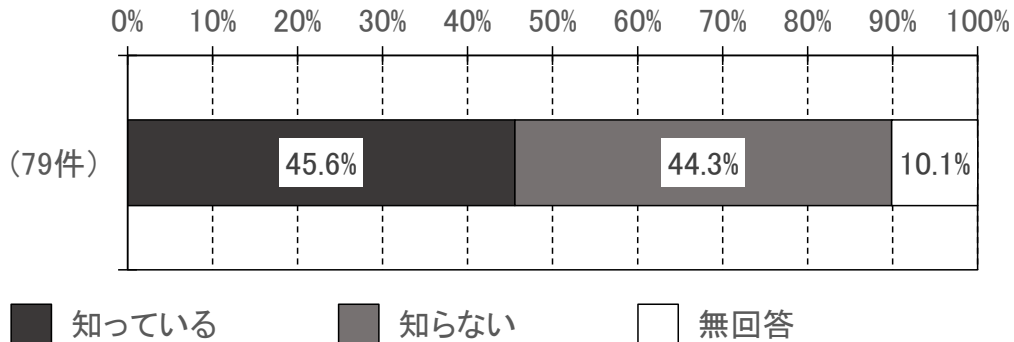
身体障害者手帳所持者では「移動手段、送迎手段の確保」を重要とする回答が3割を超えています。

療育手帳所持者では半数が「障がい者のための住まいの確保(障がい者向け住宅の整備、グループホームの整備、住宅改造の資金援助等)」を重要としています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では6割以上が「特になし」としています。

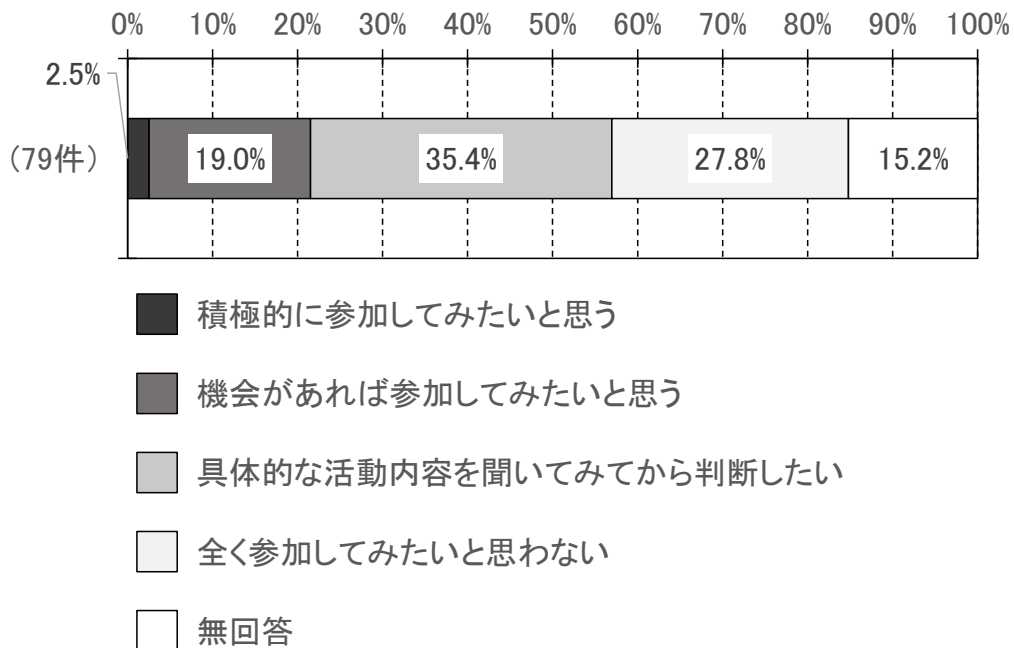
(12) 農福連携について

①農福連携活動の認知状況



大潟村で行われている農福連携に関する活動内容については、「知っている」が45.6%と4割を超えています。一方、「知らない」も44.3%で、知っている人と知らない人はほぼ半々となっています。

②農福連携活動への参加意向



農福連携活動への参加意向をみると、「積極的に参加してみたいと思う」は2.5%、「機会があれば参加してみたいと思う」も19.0%で、あわせても参加したいという回答は2割程度となっています。

3割は「具体的な活動内容を聞いてみてから判断したい」としており、「全く参加してみたいと思わない」という人も27.8%を占めています。

4. 前回計画記載事業に対する進捗評価

基本的方向		施策・事業名(仮)			
I:啓発・広報	施策1:心のバリアフリーの推進		①広報紙やホームページを通じたPR活動 1 ②障がい者団体等との連携による啓発活動 2 ③福祉教育の推進 3 ④障害福祉サービス事業所との連携、農福連携 4		
	施策2:ボランティア・NPO活動の促進とマンパワーの育成・確保		①ボランティアの養成と活動の促進 5 ②児童・生徒によるボランティア活動参加機会の確保 6 ③村民によるボランティア活動参加の推進 7 ④障害福祉サービス事業所との連携、農福連携 8 ⑤事業所等の社会貢献活動の促進 9		
II:生活支援	施策3:相談体制の充実		①総合相談窓口機能の充実 10 ②専門的な相談対応 11		
	施策4:権利擁護の推進		①障がい者に対するサービス利用促進の支援 12 ②障がい者の権利擁護の推進 13 ③自立支援事業の推進 14		
	施策5:障害福祉サービスの充実	(1)障害福祉サービスの推進	1)訪問系サービス	①居宅介護 15 ②重度訪問介護 16 ③同行援護 17 ④行動援護 18	
			2)日中活動系サービス	①就労移行支援 19 ②就労継続支援(A型) 20 ③就労継続支援(B型) 21 ④就労定着支援 22 ⑤療養介護 23 ⑥生活介護 24 ⑦自立訓練(生活訓練) 25 ⑧自立訓練(機能訓練) 26 ⑨短期入所(ショートステイ)＜福祉型＞ 27 ⑩短期入所(ショートステイ)＜医療型＞ 28	
			3)居住系サービス	①共同生活援助(グループホーム) 29 ②施設入所支援 30 ③自立生活援助 31	
			4)相談支援	①計画相談支援 32 ②地域移行支援 33 ③地域定着支援 34	
			(2)障害児福祉サービスの推進	1)障害児通所支援	①児童発達支援 35 ②放課後等デイサービス 36 ③保育所等訪問支援 37 ④医療型児童発達支援 38 ⑤障害児相談支援 39
				(3)地域生活支援事業の推進	1)必須事業
				2)任意事業	①福祉ホームの運営 50 ②日中一時支援事業 51 ③巡回支援専門員整備 52
			(4)その他の生活支援に資する事業		①自立支援医療 53 ②補装具費給付 54 ③村単独で実施する事業 55
施策6:スポーツ活動の推進				①障がい者スポーツに関する情報提供 56 ②障がいのある人が参加しやすいスポーツ環境の整備 57 ③障がいのある人と健常者の相互交流の促進 58	
施策7:レクリエーション、文化活動の促進				①生涯学習に関する情報提供 59 ②障がいのある人が参加しやすい環境づくり 60 ③ノーマライゼーションの推進 61 ④公共施設の改修・整備 62 ⑤住宅のバリアフリー化 63 ⑥住宅改修の支援 64	
III:生活環境	施策8:人にやさしいまちづくりの推進		①障がい者の移動手段の確保 65 ②歩道等のバリアフリー化 66		
	施策9:暮らしやすい住宅の整備		①見守り活動の推進 67 ②緊急時の相談窓口の整備 68 ③地域の防災活動の支援 69		
IV:教育・育成	施策10:道路、交通安全施設等の整備		④教育相談体制の充実 70 ⑤「生きる力」を育むための教育内容の充実 71 ⑥障がいのある子どもの心身の状況の把握 72		
	施策11:緊急時等の支援、防災・防犯対策の推進		⑦就労相談等への参加促進 73 ⑧障がい者の雇用促進 74 ⑨関係機関と連携した就業促進 75 ⑩農福連携推進事業の推進 76 ⑪農福連携推進事業の推進 77		
V:雇用の促進・就労場の確保	施策12:教育の充実		①ライフステージに応じた検診・健診 78 ②医療・療育につなげられる支援体制の整備 79 ③意思疎通の支援 80 ④高齢者福祉との連携 81		
	施策13:農福連携などによる雇用の促進		①交流スペースの整備 82 ②意思疎通の支援【再掲】 83		
VI:保健・医療・介護	施策14:農福連携などによる福祉的就労場の確保		①国際交流の機会の提供 84		
	施策15:保健・医療・介護サービスの充実				
VII:情報・コミュニケーション	施策16:情報バリアフリーの促進				
VIII:国際交流の推進	施策17:国際交流の推進				

前回の障がい者計画では、I～Ⅷの基本的方向に沿って 17 の施策があり、それぞれに対応する事業が合計で 84 事業(再掲含む)ありました。

この 84 事業について各事業の担当課においてこれまでの進捗を評価し、今後の方向性について確認を行いました。

(1) 計画記載事業の実施状況

計画に掲載されていた施策・事業の実施状況について確認したところ、全体の4割にあたる30事業がこれまでのところ「未実施」となっています。

〈未実施の事業〉

基本的方向			施策・事業名(仮)			
II:生活支援	施策5:障害福祉サービスの充実	(1)障害福祉サービスの推進	1)訪問系サービス	①居宅介護 ②重症訪問介護 ③同行援護 ④行動援護		
			2)日中活動系サービス	①就労移行支援 ②就労継続支援(A型) ④就労定着支援 ⑦自立訓練(生活訓練) ⑧自立訓練(機能訓練) ⑨短期入所(ショートステイ)<福祉型> ⑩短期入所(ショートステイ)<医療型>		
				3)居住系サービス	③自立生活援助	
				4)相談支援	②地域移行支援 ③地域定着支援	
				(2)障害児福祉サービスの推進 (3)地域生活支援事業の推進	1)障害児通所支援	③保育所等訪問支援
					1)必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業
		2)任意事業	①福祉ホームの運営 ②日中一時支援事業 ③巡回支援専門員整備			
		V:雇用の促進・就労の場の確保	施策13:農福連携などによる雇用の促進	①就労相談等への参加促進 ③関係機関と連携した就業促進		
		VI:保健・医療・介護	施策15:保健・医療・介護サービスの充実	③意思疎通の支援		
		VII:情報・コミュニケーション	施策16:情報バリアフリーの促進	②意思疎通の支援【再掲】		
		VIII:国際交流の推進	施策17:国際交流の推進	①国際交流の機会の提供		

未実施の事業の多くは、II:生活支援—施策5:障害福祉サービスの充実の中の事業(障がい福祉計画の対象事業)となっています。

未実施の理由としては、“希望者がいないこと”が挙げられています。

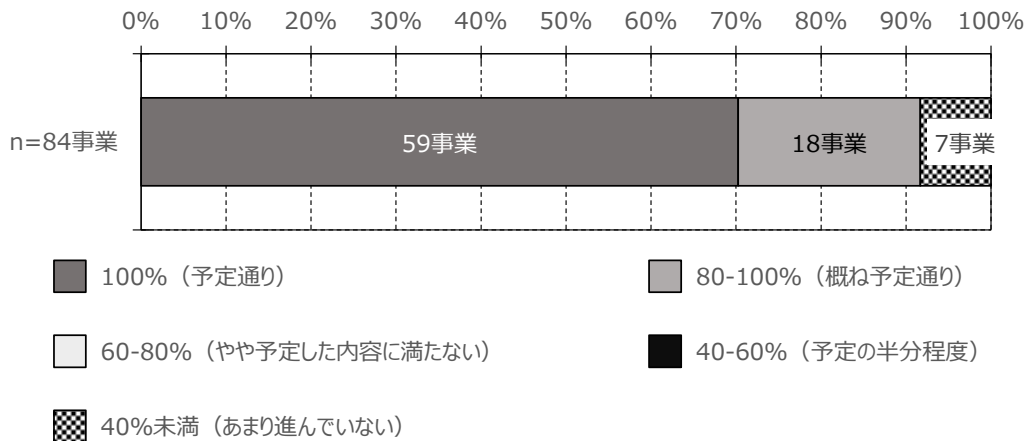
(2) 施策・事業の進捗評価

前回計画に掲載されていた施策・事業の進捗について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、59事業は「100%(予定通り)」、18事業は「80-100%(概ね予定通り)」に取り組むことができたとしており、全体の9割以上の事業はほぼ予定通りに進められています。

反対にあまり予定通りに進めることができなかったものは、「40%未満(あまり進んでいない)」が7事業となっています。

【自己評価の基準】

1. 100% (予定通り)
2. 80-100% (概ね予定通り)
3. 60-80% (やや予定した内容に満たない)
4. 40-60% (予定の半分程度)
5. 40%未満 (あまり進んでいない)



<40%未満 (あまり進んでいない) 事業>

基本的方向				施策・事業名(仮)
II: 生活支援	施策5: 障害福祉サービスの充実	(3) 地域生活支援事業の推進	1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業
III: 生活環境	施策11: 緊急時等の支援、防災・防犯対策の推進			②要支援者情報の把握

あまり進んでいないと評価された事業は、II:生活支援—施策5:障害福祉サービスの充実の中に多く、問題点や課題としては“進行管理体制が不十分だったこと”などが挙げられています。

(3) 各事業の今後の取り組みの方向

前回計画に掲載されていた施策・事業について、今後縮小や廃止を予定しているものはなく、すべての事業(84事業)は「これまで通りに継続」していく予定となっています。

なお、進捗評価においてあまり進んでいないと評価された事業については、今後の方向性として“村の環境と住民のニーズを検討し、事業内容を見直していく”ことが検討されています。

また、これまで“希望者がいない”ために実施されていなかった事業については、今後事業を必要とする人が現れたときに適切に対応できるように今後も引き続き体制を整えていくことが検討されています。

(4) 本計画の方向性

前回計画に掲載されている施策・事業について、4割ほどは実施には至っておりませんが、未実施の事業については事業を必要とする人が現れたときに対応できるように体制整備を進めていく方針が検討されており、今後も継続して取り組んでいくこととしています。

その他の事業についてもこれまで通りに継続して取り組むことを想定しており、廃止を予定している事業はありませんでした。

そのため、本計画においても施策体系や事業メニューの大きな変更は行わず、前回計画の内容を継承しながら、個々の事業については細かな改善を図り、よりよい計画となるようにしていくこととします。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

改正障害者基本法(平成 23 年7月成立)においては、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための各種施策に関し、基本原則を定めています。

本村においても、この理念に基づき、村民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアシステム[※]の環境整備を目指し「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、障がいのある人が身近な地域の中で必要な支援が受けられ、地域社会において他の人と共生できる地域社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

国の「障害者基本計画(第5次)」では、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられ、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとされています。

秋田県においては、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として掲げ、「共生社会」の理想とする姿を、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らしながら、学び、働き、文化芸術やスポーツ活動などへの参加を通して、生きがいを持って生活できることと設定し、県民一人ひとりが障がいへの理解を深め、支え合いながら「共生社会」の実現を目指すとしています。

国、県においては引き続き、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが基本理念の考え方に継承されており、これはこれまで本村において取り組まれてきた基本理念と同一の考え方となっております。

そこで、本計画においても本村におけるこれまでの基本理念を継承していくこととします。

誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現

[※]地域ケアシステムとは、支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組みのこと。

2. 基本施策

国の「障害者基本計画(第5次)」では、次の 11 項目の基本方向に沿って施策を展開していくとしています。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

本村においては、これまで8つの基本方向のもと、17の施策に沿って具体的な施策に取り組んできました。

基本的方向	施策	
I：啓発・広報	施策1：心のバリアフリーの推進	
II：生活支援	施策2：ボランティア・NPO活動の促進とマンパワーの育成・確保	
	施策3：相談体制の充実	
	施策4：権利擁護の推進	
	施策5：障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの推進
		(2) 障害児福祉サービスの推進
		(3) 地域生活支援事業の推進
		(4) その他の生活支援に資する事業
III：生活環境	施策6：スポーツ活動の推進	
	施策7：レクリエーション、文化活動の促進	
	施策8：人にやさしいまちづくりの推進	
	施策9：暮らしやすい住宅の整備	
	施策10：道路・交通安全施設等の整備	
IV：教育・育成	施策11：緊急時等の支援、防災・防犯対策の推進	
	施策12：教育の充実	
V：雇用の促進・就労の場の確保	施策13：農福連携などによる雇用の促進	
	施策14：農福連携などによる福祉的就労の場の確保	
VI：保健・医療・介護	施策15：保健・医療・介護サービスの充実	
VII：情報・コミュニケーション	施策16：情報バリアフリーの促進	
VIII：国際交流の推進	施策17：国際交流の推進	

おおむね国の掲げている取組方向を踏まえた内容となっておりますが、本村の環境や住民のニーズ高さ(低さ)により、対応する具体的な事業の数に偏りが生じていました。

そこで、個々の施策や具体的な事業についてはこれまでの内容を継承しつつ、基本的方向性(基本施策)はよりわかりやすく、本村の状況に合致したものへと見直しを行いました。

また、本計画は「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を内包したものであることから、両計画の該当部分がわかりやすいように、基本施策の構成を整理しました。

本計画における基本施策は以下の通りとします。

基本施策 1：共生社会の実現に向けた相互理解の促進

共生社会の実現のためには、互いのことをよりよく知ることが不可欠となるため、情報提供や福祉教育などの充実に取り組むとともに、各種の活動を支える人材の育成を図ります。

また、視覚や聴覚の障がいのために相互理解や情報共有が妨げられることがないように、情報のバリアフリーを進めていきます。

基本施策 2：障がい者の社会参加と活躍に向けた支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての人がときには必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体となり、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる（地域で安心して暮らしながら、学び、働き、文化芸術やスポーツ活動などへの参加を通して、生きがいを持って生活できる）ように、教育の充実をはじめ、スポーツ活動や国際交流、働く機会の確保など、多様な社会参加の促進に向けて取り組んでいきます。

基本施策 3：誰にとっても安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人だけでなく、高齢者や子どもなど、誰にとっても安全な生活環境となるように、まちづくりや道づくりを進めるとともに、防災・防犯対策や、保健・医療・介護サービスの充実を図り、安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

基本施策 4：差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいによる差別経験がある人はいない人よりも少ない状況となっていますが、まだゼロではなく、差別経験がある人ほど本村の暮らしやすさの評価に否定的な評価を持つことから、差別の解消に向けて相談体制の充実を図るとともに、一人ひとりの権利を適切に守っていきます。

基本施策 5：自立した生活を支える障害福祉サービスの充実

障がいのある人の自立した生活を支えるために、障害福祉サービスの充実を図ります。

また、本施策は「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」に該当するものとして位置付けられます。

3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービス推進の考え方

障害福祉サービス・障害児福祉サービス推進にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、以下の点に留意して取り組んでいきます。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が身近な地域で障害福祉サービスを受けることができるように、本村がサービスの実施主体となることを基本とします。

また、障害福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。)、難病患者等とし、県からの適切な支援を通じて地域等の違いによらず、どこでも等しく標準的なサービスを受けられるようにサービス提供体制等の格差の是正を図りながら、サービスの充実を進めます。

特に発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等については従来から障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、様々な接点を通じて対象者本人に対して十分な情報提供を行い障害福祉サービス等の活用が促進されるようにしていきます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所または病院への入院をいう。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるように、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進め、機能強化を図っていきます。

相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

さらに、精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。)における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組を推進していきます。さらに精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組んでいきます。地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

また、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児入所支援については県を、障害児通所支援及び障害児相談支援については本村を実施主体の基本とします。障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県による適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の地域格差解消を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。

医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいう。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する障がい児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

6 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT^{*}・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を行い、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

障がい者による文化芸術活動を推進するため、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

^{*} ICTとは、「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

4. 障がい者計画の施策体系

○基本理念

誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現

○基本施策

1：共生社会の実現に向けた相互理解の促進

施策1:心のバリアフリーの推進
施策2:ボランティア・NPO活動の促進とマンパワー[※]の育成・確保
施策3:情報バリアフリーの促進

2：障がい者の社会参加と活躍に向けた支援

施策4:教育の充実
施策5:スポーツ活動の推進
施策6:レクリエーション、文化活動の促進
施策7:国際交流の推進
施策8:農福連携などによる雇用の促進
施策9:農福連携などによる福祉的就労の場の確保

3：誰にとっても安全・安心な生活環境の整備

施策10:人にやさしいまちづくりの推進
施策11:暮らしやすい住宅の整備
施策12:道路・交通安全施設等の整備
施策13:緊急時等の支援、防災・防犯対策の推進
施策14:保健・医療・介護サービスの充実

4：差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策15:相談体制の充実
施策16:権利擁護の推進

5：自立した生活を支える障害福祉サービスの充実

施策17:障害福祉サービスの推進
施策18:障害児福祉サービスの推進
施策19:地域生活支援事業の推進
施策20:その他の生活支援に資する事業

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

※マンパワーとは、人手、人員、人的資源、労働力などの意味を表す言葉。

5. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系

障がい福祉計画は障害者総合支援法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障がい福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。



第4章 計画の成果目標

1. 国の指針

国の「円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示されている成果目標については、次の通りです。

項目	国の基準
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率: 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと・強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2. 本村における成果目標の設定

国の基本的な指針」における成果目標を踏まえ、本村における成果目標は以下のように設定します。

項目	本村における成果目標
①施設入所者の地域生活への移行	在宅支援サービスや相談支援等の強化に努め、地域生活移行に向けた支援体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数: 令和4年度末施設入所者数の6%以上 基準値(令和5年度):0人 ⇒ 目標値(令和8年度):0人 ・施設入所者数: 令和4年度末の5%以上削減 基準値(令和5年度):2人 ⇒ 目標値(令和8年度):0人
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討していきます。
③地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備について、検討を行っていきます。引き続き相談支援体制を整備していきます。
④福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労の移行について具体的な数値目標は設置ませんが、引き続き一般就労への移行について取り組んでいきます。
⑤障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置は困難ですが、引き続き関係機関と連携しながら支援体制の整備を行います。
⑥相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターを設置等については、検討を行っていきます。引き続き指定相談支援事業者に業務を委託することにより、総合的かつ専門的な相談支援を行います。
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等に関する研修に積極的に参加し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

第5章 施策の展開

基本施策1：共生社会の実現に向けた相互理解の促進

施策1：心のバリアフリーの推進

①広報紙やホームページを通じたPR活動

担当課：福祉保健課

[事業概況]

村広報紙やホームページ等を通じてのPRを更に拡大し、障がいのある人に対する村民の理解を促進します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り継続し、適宜活動内容を評価しながら、障がいのある人に対する村民の理解を促進できるように努めていきます。

②障がい者団体等との連携による啓発活動

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がい者団体等との連携・協力を更に強化し、これまで以上に効果的な啓発活動を推進します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

③福祉教育の推進

担当課：教育委員会/福祉保健課

[事業概況]

障がい者及び障がい児に対する理解を促進するため、学校教育、社会教育及び福祉団体等と連携し、引き続き子どもたちの成長に応じた福祉教育の推進に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、子どもたちが障がいに対する理解を深められるように支援を継続していきます。

④障害福祉サービス事業所との連携、農福連携

担当課：福祉保健課

[事業概況]

村内の障害福祉サービス事業所(大潟つくし苑、農福連携サポートつくし)と連携し、また、農福連携により村民との交流を促進し、障がい者理解の促進を図ります。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や参加者のニーズ等に注視しながら継続していきます。

施策2：ボランティア・NPO活動の促進とマンパワーの育成・確保

①ボランティアの養成と活動の促進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成と、活動の促進を図ります。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題に注視しながら継続していきます。

②児童・生徒によるボランティア活動参加機会の確保

担当課：教育委員会/福祉保健課

[事業概況]

学校教育においては、児童・生徒のボランティアについての理解を深めるとともに、福祉教育を推進し、地域福祉への関心を育みます。

また、特別支援教育諸学校や特別支援学級を置く小・中学校において心身に障がいのある児童・生徒が、その能力・適性に応じて、地域のボランティア活動に参加する機会の積極的な確保に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、ボランティア活動に参加する機会を積極的に確保し、適宜活動内容を評価しながら継続していきます。

③村民によるボランティア活動参加の推進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

社会教育においては、学校、地域社会・家庭をはじめ、関係機関・団体・事業所等との連携を密にしながら、生涯学習の観点に立って、村民及び障がい者自身のボランティア活動の推進に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価しながら、ボランティア活動の推進を継続していきます。

④障害福祉サービス事業所との連携、農福連携（再掲）

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障害福祉サービス事業所(大湯つくし苑、農福連携サポートつくし)と連携し、農福連携によるボランティア活動の推進を図ります。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や参加者のニーズ等に注視しながら継続していきます。

⑤事業所等の社会貢献活動の促進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

事業所等が地域の一員として取り組むボランティア活動、社会貢献活動の促進を図ります。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

施策3：情報バリアフリーの促進

①交流スペースの整備

担当課：教育委員会/福祉保健課

[事業概況]

公民館にパソコン等を設置し、障がいのある人に限らず、すべての住民が気軽に集い、交流を深め、情報収集や情報交換できるスペースを提供していますが、障がいのある人がより利用しやすい環境となるよう整備を進めます。

今後も公民館に限らず、障がいの有無にかかわらず村民の誰もが利用でき、気軽に交流を深められるスペースの整備に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や住民のニーズ等に注視しながら環境整備を継続していきます。

②意思疎通の支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通を仲介します。

これまでのところ実施していません

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

基本施策 2 : 障がい者の社会参加と活躍に向けた支援

施策 4 : 教育の充実

①教育相談体制の充実

担当課：教育委員会/福祉保健課

[事業概況]

障がいのある子ども及びその保護者の考えや意見を尊重しながら、教育委員会、学校現場及び保健福祉が連携して教育相談体制の充実を図り、具体的な情報の提供に努めます。

[取組の方向] :これまで通りに継続

障がいのある子ども及びその保護者の意見を尊重しながら、必要な情報を提供できるように継続していきます。

②「生きる力」を育むための教育内容の充実

担当課：教育委員会/福祉保健課

[事業概況]

障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、学習上の困難の改善、克服に努めるだけでなく、将来、自立した生活を送ることを目指して、その基礎・基本となる知識や経験を蓄積し、「生きる力」を育むための教育内容の充実に努めます。

[取組の方向] :これまで通りに継続

障がいのある児童・生徒の強みを活かし、将来自立した生活を送ることができるような教育を継続していきます。

③障がいのある子どもの心身の状況の把握

担当課：教育委員会/福祉保健課

[事業概況]

就学する子どもの状況を把握し、適正な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施のために、関係機関と連携を図りながら適正な就学時健康診断の実施に努めます。

また、障がいのある児童・生徒にかかわる就学指導担当者や保育士、教職員等の資質の向上を図るため、各種研修会や講習会に参加する機会を確保するなどして、教育環境の整備に努めます。

[取組の方向] :これまで通りに継続

障がいのある児童・生徒が安心・安全に教育を受けられるよう、教育環境の整備を継続していきます。

施策5：スポーツ活動の推進

①障がい者スポーツに関する情報提供

担当課：福祉保健課/教育委員会

[事業概況]

障がいに応じたスポーツの情報収集、情報提供及び指導者の養成・増員などに努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、情報収集や発信を行い、住民のニーズに注視しながら継続していきます。

②障がいのある人が参加しやすいスポーツ環境の整備

担当課：福祉保健課/教育委員会

[事業概況]

スポーツを通して自立や社会参加を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し、課題等に取り組みながら環境づくりを行っていきます。

③障がいのある人と健常者の相互交流の促進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がいのある人と健常者の相互交流を促進するため、サークルの育成やその活動支援に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し、課題等に取り組みながら支援を行っていきます。

施策6：レクリエーション、文化活動の促進

①生涯学習に関する情報提供

担当課：教育委員会/福祉保健課

[事業概況]

障がいのある人の自己実現への支援として、生涯学習に関する情報の収集及び提供、学習意欲の喚起に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、情報の収集及び提供を行っていきます。

②障がいのある人が参加しやすい環境づくり

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がいのある人が参加しやすい環境づくりのため、各種講座の内容や開催方法の工夫に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題に取り組みながら継続していきます。

施策7：国際交流の推進

①国際交流の機会の提供

担当課：総務企画課

[事業概況]

村内外で行われる国際交流事業等の周知を行い、障がいの有無にかかわらず積極的な活動ができるよう、機会を提供します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これからも、障がいの有無にかかわらず、積極的な活動ができるように周知を行っていきます。

施策 8 : 農福連携などによる雇用の促進

①就労相談等への参加促進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

公共職業安定所が実施する障がい者の特別相談や、就労支援セミナー等への、積極的な参加・協力を努めます。

これまでのところ実施していません

[取組の方向] : これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

②障がい者の雇用促進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

村内の事業所に対し、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所等の障がい者が働く施設などへの発注額を増やした場合に、発注者の法人税等の税制が優遇される発注促進税制の啓発と活用の促進に努め、障がい者の雇用を促進します。

また、村内事業者に対しては障がい者の雇用促進を図ります。

[取組の方向] : これまで通りに継続

これまで通り継続し、雇用促進を図ります。

③関係機関と連携した就業促進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

就職を希望する障がい者等に対しては、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所、秋田障害者職業センターなどとの連携により就業促進と雇用の安定を図ります。

これまでのところ実施していません

[取組の方向] : これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

施策 9 : 農福連携などによる福祉的就労の場の確保

① 農福連携推進事業の推進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

就労支援事業を行う障害福祉サービス事業所等と連携を図り、事業所や事業主の理解の促進及び農福連携推進事業の推進のための情報提供と支援を行います。

[取組の方向] : これまで通りに継続

これまで通り、情報提供と支援を行っていきます。

基本施策3：誰にとっても安全・安心な生活環境の整備

施策10：人にやさしいまちづくりの推進

①ノーマライゼーションの推進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

すべての人が自由に行動し、安全で快適な生活を営むことができる社会の実現を図るため、引き続きノーマライゼーションの理念の定着及びバリアフリー社会の形成について積極的に取り組みます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り継続し、適宜活動内容を評価し課題に取り組んでいきます。

②公共施設の改修・整備

担当課：各施設の主管課

[事業概況]

障がいのある人を含め、すべての人が利用しやすい公共施設の改修、整備を更に推進していきます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り継続し、すべての人が公共施設を利用しやすいように適宜改修、整備を行っていきます。

施策11：暮らしやすい住宅の整備

①住宅のバリアフリー化

担当課：福祉保健課/総務企画課

[事業概況]

障がいのある人が安心して快適に暮らせる生活を実現するため、住宅のバリアフリー化について総合的に取り組みます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、希望者の意思を尊重しながらバリアフリー化に取り組めます。

②住宅改修の支援

担当課：福祉保健課/総務企画課

[事業概況]

障がい者の住宅ニーズに応え、個々の事情に応じた適切な住宅リフォームを促進するため、日常生活用具給付事業(改修助成)や、介護認定者が対象の居宅介護住宅改修事業などの住宅改修費給付事業を行います。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、希望者の意思を尊重しながら事業を行っていきます。

施策 12：道路・交通安全施設等の整備

①障がい者の移動手段の確保

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がい者が、安全かつ経済的負担の少ない方法で移動できるように、移動手段の確保に努めます。
また、免許を返納した障がい者の移動手段の確保も検討していきます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

今後も、移動手段の確保に関する課題に積極的に取り組んでいきます。

②歩道等のバリアフリー化

担当課：生活環境課/福祉保健課

[事業概況]

障がいのある人が安全に通行できるよう、歩道の段差解消、急勾配の解消等交通のバリアフリー化などについて総合的に取り組みます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や住民のニーズの変動等に注視しながら継続してバリアフリー化に取り組みます。

施策 13：緊急時等の支援、防災・防犯対策の推進

①見守り活動の推進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

社会福祉協議会、民生児童委員、地域ボランティア等と連携し、障がい者等の援護を必要とする世帯に対し、定期的な安否確認を含めた見守り活動を推進します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、各団体と連携し見守り活動を継続していきます。

②要支援者情報の把握

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がい者等の急病への対応や、災害等に自力避難困難者が迅速に避難できるよう、地域住民による見守り活動を支援するとともに、個人情報に配慮しつつ、支援が必要な人に関する情報の把握と共有化を図ります。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでは進行管理体制が十分に整わなかったところもありましたが、今後は村の環境と住民の希望等を検討し、事業を進めていきます。

③緊急時の相談窓口の整備

担当課：福祉保健課/生活環境課

[事業概況]

関係機関・団体やサービス事業者等と連携し、緊急時の相談窓口等の整備を図ります。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や住民のニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

④地域の防災活動の支援

担当課：生活環境課/福祉保健課

[事業概況]

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自治会など地域で取り組む防災活動を支援し、隣近所の助け合いによる初期消火や救出救護、避難誘導活動の体制整備を図ります。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り訓練等を行い、評価をもとに体制整備を行っていきます。

施策 14：保健・医療・介護サービスの充実

①ライフステージに応じた検診・健診

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がいの早期発見・早期治療のため、乳幼児期から中高年齢にいたる各ライフステージに応じた検診・健診を実施し、適切な治療や相談が受けられるよう体制を整備します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、継続して体制整備を行っていきます。

②医療・療育につなげられる支援体制の整備

担当課：福祉保健課

[事業概況]

適切な医療や療育、福祉サービスにつなげられるよう関係機関との連携を図り、支援体制の整備に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、継続して体制整備を行っていきます。

③意思疎通の支援【再掲】

担当課：福祉保健課

[事業概況]

聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通を仲介します。

これまでのところ実施していません

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

④高齢者福祉との連携

担当課：福祉保健課

[事業概況]

高齢者と障がい者が垣根のない福祉サービスを受けられる環境整備に努めます。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

基本施策 4 : 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策 15 : 相談体制の充実

①総合相談窓口機能の充実

担当課：福祉保健課

[事業概況]

本人や家族に対する大潟村社会福祉協議会「なんでも相談支援センター」をはじめとする総合相談窓口機能の充実、保健医療・福祉その他各般にわたるサービスの調整を行います。

また、より広域的、専門的な相談を身近な地域で気軽に受けられることができるよう、指定相談支援事業者への業務委託、専門的な機関への紹介等を行います。

[取組の方向] : これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

②専門的な相談対応

担当課：福祉保健課

[事業概況]

秋田県子ども・女性・障害者相談センター、秋田県医療療育センター等の県機関を有効に活用し、より専門的な相談対応をしていきます。

[取組の方向] : これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

施策 16 : 権利擁護の推進

①障がい者に対するサービス利用促進の支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がいにより判断能力の十分でない人が安心して自立した生活を送れるように、本人に福祉サービスの適切な利用についての情報提供や助言、サービスの利用手続などの支援を行います。

[取組の方向] :これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

②障がい者の権利擁護の推進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がいのある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、障がいのある人に対する虐待防止及び権利擁護を図ります。

[取組の方向] :これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

③自立支援事業の推進

担当課：福祉保健課

[事業概況]

大潟村社会福祉協議会の自立支援事業と連携し、事業の推進を図ります。

[取組の方向] :これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題やニーズの変動等に注視しながら継続していきます。

基本施策5：自立した生活を支える障害福祉サービスの充実

施策17：障害福祉サービスの推進

1) 訪問系サービス

①居宅介護

担当課：福祉保健課

[事業概況]

ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

②重度訪問介護

担当課：福祉保健課

[事業概況]

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

③同行援護

担当課：福祉保健課

[事業概況]

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

④行動援護

担当課：福祉保健課

[事業概況]

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

2) 日中活動系サービス

①就労移行支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

②就労継続支援（A型）

担当課：福祉保健課

[事業概況]

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労可能な66歳未満の人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

③就労継続支援（B型）

担当課：福祉保健課

[事業概況]

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	8人	7人	7人	8人	8人	8人
延人数 (人日/月)	166人日	153人日	151人日	173人日	173人日	173人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

④就労定着支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決にむけて必要となる支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑤療養介護

担当課：福祉保健課

[事業概況]

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	3人	2人	2人	3人	3人	3人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

⑥生活介護

担当課：福祉保健課

[事業概況]

常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動を行う機会を提供します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	6人	6人	6人	6人	6人	6人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

⑦自立訓練（生活訓練）

担当課：福祉保健課

[事業概況]

知的障がいまたは精神障がいのある人が、障がい者支援施設または障害福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑧自立訓練（機能訓練）

担当課：福祉保健課

[事業概況]

身体障がいのある人または難病患者等の人、障がい者支援施設または障害福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑨短期入所（ショートステイ）〈福祉型〉

担当課：福祉保健課

[事業概況]

短期間(夜間も含め)、施設で食事、入浴、排せつの介護等を行うものです。自宅で介護する人が病気の場合等に、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする人等が対象となります。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑩短期入所（ショートステイ）〈医療型〉

担当課：福祉保健課

[事業概況]

病院、診療所、介護老人保健施設において実施される短期入所サービスです。

医療的ケアを必要とする障がい児・者を対象に食事、入浴、排せつの介護等を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

担当課：福祉保健課

[事業概況]

共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	2人	2人	3人	3人	3人	3人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

②施設入所支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	2人	2人	2人	2人	2人	2人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

③自立生活援助

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施していませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

4) 相談支援

①計画相談支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	20人	19人	19人	21人	21人	21人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

②地域移行支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

精神科病院に入院している精神障がい者または障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

③地域定着支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の問題等に相談等の必要な支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

施策 18：障害児福祉サービスの推進

1) 障害児通所支援

①児童発達支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	3人	4人	0人	0人	0人	0人
延人数 (人日/月)	8人日	9人日	0人日	0人日	0人日	0人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

現在利用者はありませんが、希望者が現れた時には、これまで通りサービス利用ができるように支援していきます。

②放課後等デイサービス

担当課：福祉保健課

[事業概況]

放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	1人	2人	4人	4人	4人	4人
延人数 (人日/月)	4人日	11人日	16人日	16人日	16人日	16人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

③保育所等訪問支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

専門員が保育所等へ訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
延人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

④医療型児童発達支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

就学前の児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	1人	1人	0人	0人	0人	0人
延人数 (人日/月)	2人日	1人日	0人日	0人日	0人日	0人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

現在利用者はありませんが、希望者が現れた時には、これまで通りサービス利用ができるように支援していきます。

⑤障害児相談支援

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	5人	5人	4人	4人	4人	4人

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

施策 19：地域生活支援事業の推進

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

村の環境と住民の希望等を検討し、具体的な事業内容を検討していきます。

②自発的活動支援事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

地域住民や当事者の方が中心となって行う、障がいのある方と地域の人々の相互理解のための活動を支援します。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでは希望者がいなかったこともありますが、進行管理体制が十分に整わなかったところもあったため、今後は村の環境と住民の希望等を検討し、具体的な事業内容を検討していきます。

③相談支援事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

相談の専門員を配置し、障がい者福祉に関する相談支援を行う事業です。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター等強化事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
住宅入居等支援事業	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

④成年後見制度利用支援事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がいのある方の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費や後見人等の報酬等にかかる経費の一部または全部を助成します。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

成年後見制度における業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

村の環境と住民の希望等を検討し、具体的な事業内容を検討していきます。

⑥意思疎通支援事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

聴覚障がい者等の個人及びグループに対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に手話通訳者の派遣を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳士登録者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
派遣件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
延べ回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑦日常生活用具給付等事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

重度障がい児・者に対し、日常生活用具を給付・貸与し、日常生活、社会生活を支援するほか、住宅の改修に必要な経費の一部または全部を助成します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自立生活支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
排せつ管理支援用具	10件	8件	11件	11件	11件	11件
住宅改修費	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望等に注視しながら継続していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

聴覚障がいのある方等との交流活動の促進及び日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑨移動支援事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供します。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
II型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
III型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制を整えていきます。

2) 任意事業

①福祉ホームの運営

担当課：福祉保健課

[事業概況]

住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室などの設備を提供するとともに、障がい者の地域生活の支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
利用人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

[取組の方向]：これまで通りに継続

住民が必要とした際、対処できるよう検討していきます。

②日中一時支援事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために必要な日常生活等に関する訓練などを行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
延人数 (人日/年)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまでのところ、希望者がいなかったため実施しておりませんが、住民が必要とした際、すぐに対処できるよう体制整備を目指します。

③巡回支援専門員整備

担当課：福祉保健課

[事業概況]

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や障がい児の保護者に対して障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

これまでのところ実施していません

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ件数 (件/年)	0件	0件	0件	0件	0件	0件

[取組の方向]：これまで通りに継続

村の環境と住民の希望を検討し、体制整備を目指します。

施策 20：その他の生活支援に資する事業

①自立支援医療

担当課：福祉保健課

[事業概況]

心身の障がいの状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。

当制度に基づき、心身障がい者の医療費の自己負担額を軽減します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、利用者の希望を尊重しながら継続していきます。

②補装具費給付

担当課：福祉保健課

[事業概況]

補装具の購入または修理した費用(基準額)の一部を所得区分に応じて支給します。

[取組の方向]：これまで通りに継続

これまで通り、利用者の希望を尊重しながら継続していきます。

③村単独で実施する事業

担当課：福祉保健課

[事業概況]

福祉的就労の場の確保、継続的に通院が必要な障がい者の交通費を助成するなど、障がい者の福祉の増進に努めます。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人/月)	1人	2人	4人	4人	4人	4人
延べ件数 (件/年)	156件	169件	321件	615件	615件	615件

[取組の方向]：これまで通りに継続

現在、村では「大潟村じん臓機能障がい者等通院交通費支援事業」を行っています。

これまで通り、適宜活動内容を評価し課題や利用者の希望に注視しながら継続していきます。

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進における基本姿勢

○障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

村では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン[※]の視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

※ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

○障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト(無視・放置)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため村では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知を図るとともに、虐待防止を推進していきます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるような量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整(マネジメント)機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本村においては引き続き、「成果(数値)目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2. 計画推進における役割分担

○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○村の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して住民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たちが皆さんが住民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○住民の役割

住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きるまちを作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、村や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3. 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

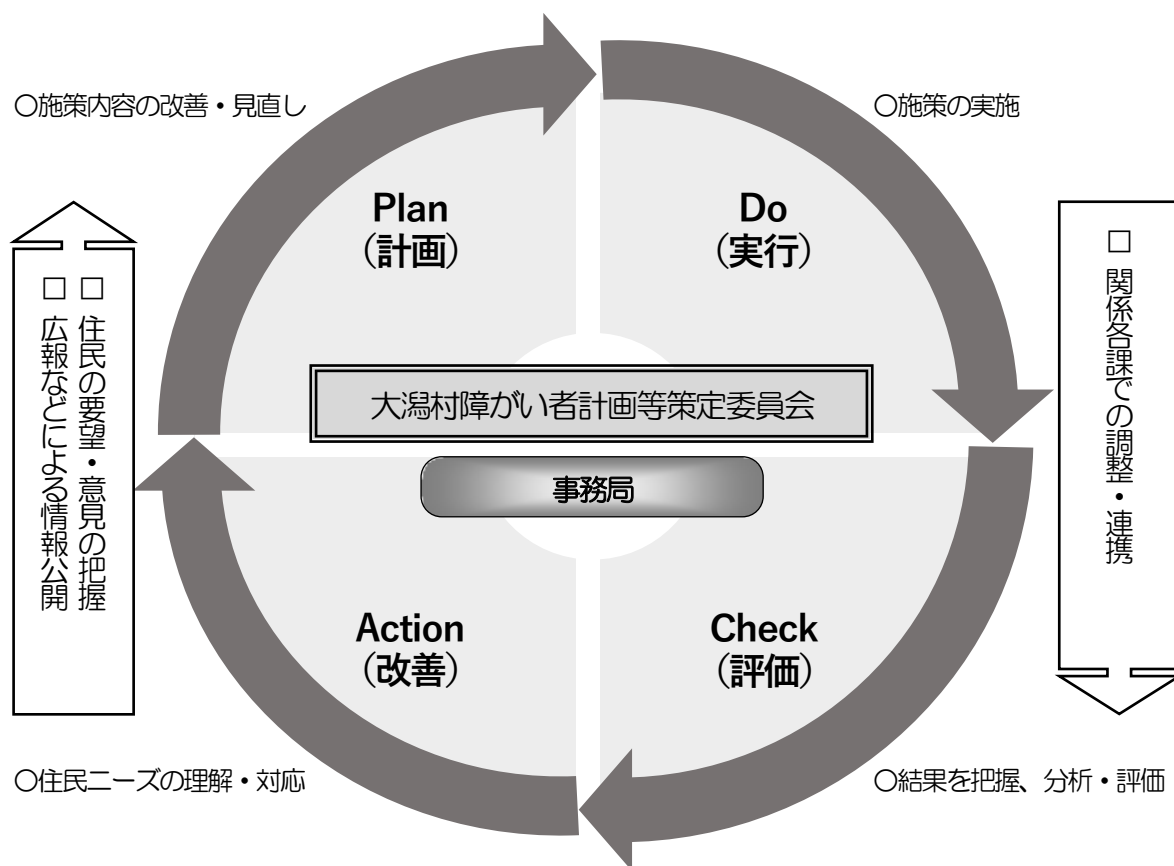
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4. 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障がい福祉計画の達成状況について、大潟村障がい者計画等策定委員会（及び事務局）において評価を行います。評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○ 庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○ 全庁的な職員の質の向上

本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人とかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5. 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、住民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。



■ 障がい者支援制度の周知の強化

○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。



■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映

参考

■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標

（1）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
権利擁護の推進、虐待の防止	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
	ピアサポートの実施状況	担い手(法人後見実施団体)の養成研修を実施する都道府県の数	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(ピアサポートの活用に係る事業)を実施する地方公共団体の数	52団体 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
	ピアカウンセリングの実施状況	障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数	9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2023年度末)
641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値		前年度比増 (~2027年度)		
障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律の整備状況	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合	市町村: 73.5% (2021年4月) ※政令指定都市及び中核市等以外の市町村	100% (2027年度)
		地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークの形成状況	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合	100% (2027年度)
	その他市町村: 55.9% (2021年4月)	80%以上 (2027年度)		

（2）安全・安心な生活環境の整備

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
住宅の確保	障害者が地域で安全に安心して暮らせる住環境の整備状況	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(注)高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設	29% (2019年度)	おおむね4割 (2030年度)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量	154,680人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村又は障害福祉圏域の数	921市町村118圏域 (2021年4月)	全ての地域 (2027年度) (注)各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(精神障害者の住まいの確保支援に係る事業)を実施する地方公共団体の数	5地方公共団体 (2020年3月)	前年度比増 (~2027年度)
居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率	28% (2021年度)	50% (2030年度)		

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
移動しやすい環境の整備等	旅客施設のバリアフリー化の進捗状況	一定の旅客施設のバリアフリー化率 ※註1	段差解消:94.5% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			視覚障害者誘導用ブロックの整備:96.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			案内設備の設置:80.3% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			障害者用トイレの設置: 91.6% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(鉄軌道駅全体):2192番線 (2020年度)	3000番線 (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(平均利用者数1日10万人以上の駅):334番線 (2020年度)	800番線 (2025年度)
	車両等のバリアフリー化の進捗状況	車両等のバリアフリー化率 ※註2	鉄軌道車両のバリアフリー化率:48.6% (2020年度)	約70% (2025年度)
			バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く。)のうち、ノンステップバスの導入率:63.8% (2020年度)	約80% (2025年度)
			適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率:5.8% (2020年度)	約25% (2025年度)
			鉄軌道アクセスがない一定の航空旅客ターミナルへのアクセスバス路線における、バリアフリー化されたバス車両が運行されている運行系統の割合:32% (2020年度) ※註1	約50% (2025年度)
			貸切バスの導入台数: 1,975台 (2020年度)	約2,100台 (2025年度)
			タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数:41,464台 (2020年度)	約90,000台 (2025年度)
			各都道府県におけるタクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの割合:—% (2020年度)	約25% (2025年度)
			旅客船のバリアフリー化率: 53.3% (2020年度)	約60% (2025年度)
航空機のバリアフリー化率: 99.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)			

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	不特定多数が利用する施設等のバリアフリー化の進捗状況	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ※註3	約63% (2021年度)	約67% (2025年度)
		規模の大きいおおむね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	園路及び広場:約63% (2018年度)	約70% (2025年度)
			駐車場:約53% (2018年度)	約60% (2025年度)
			便所:約61% (2018年度)	約70% (2025年度)
障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障害者に配慮した道路の整備状況	特定道路におけるバリアフリー化率	67% (2020年度)	70% (2025年度)
	障害者に配慮した交通安全施設等の整備状況	主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	99% (2019年度)	原則100% (2025年度)
		視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	50.8% (2021年度)	原則100% (2025年度)

註1 鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上5,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上5,000人/日以上の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

註2 公共交通移動等円滑化基準に適合した車両等の割合又は台数

註3 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物。公立小学校等を除く。)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合

(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
情報通信における情報アクセシビリティの向上	障害者に配慮した情報通信の充実にに向けた支援の進捗状況	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率	58.3% (2018年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	ICTサポートセンターの設置状況	ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 (2022年度)	全都道府県 (2024年度)
	電話リレーサービスの普及状況	電話リレーサービスの認知及び理解に資する講習会や利用登録会等の実施を通じた利用者の登録件数	— (注)2022年度から電話リレーサービス提供機関において利用者登録会等を実施	前年度比増 (～2027年度)
情報提供の充実等	障害者に配慮した放送番組の普及状況	「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合:100% 在京キー5局平均:100% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:100%(2027年度)
		「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合:15.2% NHK教育:19.9% 在京キー5局平均:17.6% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:15%以上(2027年度) NHK教育:20%以上(2027年度)
		1週間当たりの手話放送時間	NHK総合:1時間16分 NHK教育:4時間8分 在京キー5局平均:18分 (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK及び在京キー5局:平均15分/週以上(2027年度)
	障害者に配慮した通信・放送サービスの普及に向けた支援の進捗状況	「身体障害者向け通信・放送業務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率	100% (2019年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
意思疎通支援の充実	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) [再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
行政情報のアクセシビリティの向上	公的機関のウェブサイトにおける情報アクセシビリティの確保状況	公的機関のウェブサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率	76.5% (2021年度)	84.5% (2027年度)

(4) 防災、防犯等の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
防災対策の推進	災害発生時における迅速な避難等に関する取組の実施状況	土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数	約16,000か所 (2020年度)	約56,000か所 (2025年度)
復興の推進	復興施策における障害者に関する取組の実施状況	「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」等に掲載されている障害者関係施策のフォローアップ記事や新規事例記事の掲載件数	1件 (2022年度)	3件 (2023～2027年度)
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための体制の整備状況	消費者安全確保地域協議会の設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	16府県 (2022年4月)	全都道府県 (2024年度)
		地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者生活相談員の研修参加率(各年度)が100%となる都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者行政職員の研修参加率(各年度)が80%以上となる都道府県数	全ての都道府県で未達成 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)

(5) 行政等における配慮の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
選挙等における配慮等	選挙における視覚障害者への配慮の状況	国政選挙において「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版を配布する都道府県の数	全都道府県 (2019年度)	全都道府県 (2027年度)
		国政選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	期日前投票所:99.6% (2019年度)	100% (2027年度)
	選挙における身体障害者への配慮の状況		投票所:99.8% (2019年度)	100% (2027年度)

(6) 保健・医療の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値	
精神保健・医療の適切な提供等	精神病棟における長期入院の状況	精神病床における1年以上の長期入院患者数 (注)認知症患者を含む。	約17.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)	
	精神保健観察の対象者の社会復帰の状況	精神保健観察事件年間取扱件数に占める処遇終了決定(注)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(注)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第56条第1項第2号に基づく保護観察所長の申立てによる処遇終了決定に限る。	26.1% (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
	精神障害者の地域移行に向けた支援の実施状況	地域移行支援のサービス見込量		0.05万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域定着支援のサービス見込量		0.4万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数	アウトリーチ事業	30団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
			ピアサポート活用事業	25団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)	
	精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数	精神保健福祉士: 97,339人 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)		
	精神保健・医療を提供する体制の整備状況	指定通院医療機関(病院、診療所)の数	689か所 (2022年度)	前年度比増 (～2027年度)	
		全国の精神医療審査会における退院等請求の平均審査期間(請求受理から結果通知まで)	35日 (2020年度)	前年度比減 (～2027年度)	
		訪問系サービスの見込量	居宅介護	185,183人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
			重度訪問介護	11,331人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
			同行援護	23,997人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
	行動援護	10,611人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)		
	心の健康づくり対策の実施状況	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	61.4% (2020年度)	80%以上 (2027年度)	
	心の健康づくりに関する情報発信の状況	ウェブサイト「みんなのメンタルヘルス」のアクセス件数	13,538,191件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)	
	医療の提供が必要な障害者の受入れ体制の整備状況	医療型短期入所のサービス見込量		22,863人/日 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
				289か所 (2020年4月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)	
		都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数	119か所 (2022年4月)	前年度比増 (～2027年度)	
障害者の地域移行に向けた支援の実施状況	地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数[再掲]	アウトリーチ事業	30団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
		ピアサポート活用事業	25団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
福祉施設における歯科口腔保健の推進に向けた取組状況	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.9% (2019年度)	(次期の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を踏まえて策定)		
難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)		

(6) 保健・医療の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	医薬品等の研究開発の状況	治験の届出数	808件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
		医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議で医療上の必要性が高いと判断され、開発要請がかかった品目の薬事承認や適応拡大の件数	11件 (2021年度)	年間7件
		再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づく再生医療等提供計画の届出件数 (注)臨床研究に限る。	109件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
	医療機器等の研究開発の状況	革新的な医療機器・システムの実用化の件数	4件 (2021年度)	5件 (2027年度)
		SHIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数	3件 (2022年度まで)	10件 (～2027年度)
	医薬品等の研究開発に対する支援の実施状況	RS戦略相談の実施件数 (注)RS戦略相談:レギュラトリーサイエンス戦略相談	104件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
保健・医療を支える人材の育成・確保	地域における保健・医療人材の育成に向けた体制の整備状況	地域保健従事者現任教員推進事業を実施する地方公共団体の数	59団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
難病に関する保健・医療施策の推進	難病に関する医療費助成の状況	特定医療費受給者証の所持者数	1,033,770人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数	123,693人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)
	難病に関する研究の支援状況	難病に関する研究課題の採択状況	101課題(難治性疾患政策研究事業:公募19課題、指定1課題、難治性疾患実用化研究事業:1次公募67課題、2次公募14課題) (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
	難病に関する医療を提供する体制の整備状況	都道府県における難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)
障害の原因となる疾病等の予防・治療	疾病等の患者に対する支援の実施状況	地域移行・地域生活支援事業(アウトリーチ事業)を実施する地方公共団体の数	30団体 (2021年度)	100% (2027年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	100% (2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
意思決定支援の推進	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数[再掲]	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
		担い手(法人後見実施団体)の養成研修を実施する都道府県の数[再掲]	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
相談支援体制の構築	障害者等に対する相談支援の実施状況	相談支援事業の利用者数	計画相談支援: 22.3万人 (2021年12月) 障害児相談支援: 7.3万人 (2021年12月)	前年度比増 (~2027年度) 前年度比増 (~2027年度)
		都道府県が開催する「相談支援従事者研修」(初任者・現任)の修了者数	7,392人 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (~2023年度末)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値	前年度比増 (~2027年度)
		難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (~2027年度)
		都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数[再掲]	119 か所 (2022年4月)	前年度比増 (~2027年度)
		地域移行支援、在宅サービス等の充実	福祉施設入所者の地域移行の状況	福祉施設入所者の地域生活への移行者数(累計)
円滑な地域生活に向けた支援の実施状況	円滑な地域生活に向けた支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量[再掲]	154,680人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		自立生活援助のサービス見込量	1,251人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		訪問系サービスの見込量[再掲]	居宅介護 185,183人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
			重度訪問介護 11,331人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
			同行援護 23,997人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
		行動援護 10,611人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)	
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービス見込量	1.9万人 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		短期入所のサービス見込量	385,523人/日 (2021年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
円滑な地域生活に向けた支援体制の整備状況	円滑な地域生活に向けた支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村数	921市町村 (2021年4月)	全ての地域 (2023年度) (注)各市町村に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (~2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
障害のあることに対する支援の充実	障害のあることに対する支援の実施状況	児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援: 8,408事業所 (2021年3月) 医療型児童発達支援: 90事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス: 15,994事業所 (2021年3月) 保育所等訪問支援: 985事業所 (2021年3月) 児童発達支援センター: 719事業所 (2021年3月) 障害児入所施設: 379事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		巡回支援専門員整備事業を行う市町村数	460市町村 (2020年度)	500市町村 (2025年度)
	重症心身障害児に対する支援の実施状況	重症心身障害児を対象に児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援: 598事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定) (注)原則として各市町村に少なくとも1か所以上を想定
			医療型児童発達支援: 59事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス: 1,859事業所 (2021年3月)	
	発達障害者の支援体制の整備状況	発達障害者支援センターの複数設置又は地域支援マネージャーの配置のいずれかを行っている都道府県及び政令指定都市の割合	79% (2021年度) (注)内訳 ・発達障害者支援センターの複数設置の割合: 31% ・地域支援マネージャーの配置の割合: 78%	100% (2027年度)
発達障害に対する医療関係者の理解促進に向けた取組状況	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を実施している都道府県数	30都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)	
障害福祉サービスの質の向上等	サービスを提供する者に対し指導を行う者の養成状況	都道府県が開催する「サービス管理責任者研修」・「児童発達支援管理責任者研修」(基礎・実践・更新)の修了者数	25,295人 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	障害者のアクセシビリティの向上に資する機器の製品化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計)[再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
	福祉用具の製品化に向けた状況	SBIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数[再掲]	3件 (2022年度まで)	10件 (~2027年度)
障害福祉を支える人材の育成・確保	障害福祉を支える人材の育成状況	精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数[再掲]	精神保健福祉士: 97,339人 (2021年度)	前年度比増 (~2027年度)
			公認心理師: 54,248人 (2021年度)	前年度比増 (~2027年度)

(8) 教育の振興

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値	
インクルーシブ教育システムの推進	個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	90.9% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)	
		幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	84.8% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)	
		幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	72.4% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)	
	通級による指導の普及状況	小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数	164,697人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)	
	特別支援教育の推進に向けた体制の整備状況	特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を行っている幼・小・中・高等学校等の割合 (注)校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教師の専門性向上	校内委員会の設置	86.1% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
			特別支援教育コーディネーターの指名率	84.9% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
教師の専門性向上			78.4% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)	
教育環境の整備	特別支援学校の教師の専門性の向上	下記の要件のいずれかに該当せず、かつ特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学校教諭の割合 (要件) ①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校である ②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	おおむね0% (2027年度)	
		小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数経験した教員の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)	
		管理職の選考に当たり、特別支援教育の経験も考慮している都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)	
		教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)	
	特別支援学校のセンター的機能の発揮状況	センター的機能を主として担当する校務分掌・組織(例:「地域支援部」等)を設けている割合	96.3% (2017年度)	100% (2027年度)	
	学校施設のトイレの洋式化状況	全国の公立小中学校における約136万基の便器を対象としたトイレの洋式化率	57% (2020年度)	95% (2025年度)	
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(校舎)	車椅子使用者用トイレの整備率	65.2% (2020年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025年度)	
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで	①78.5% ②57.3% (2020年度)	全ての学校に整備する。 (2025年度)	
		エレベーターの整備率	27.1% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約40%に相当) (2025年度)	

(8) 教育の振興の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(屋内運動場)	車椅子使用者用トイレの整備率	36.9% (2020年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025年度)
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで エレベーターの整備率	①74.4% ②57.0% (2020年度)	全ての学校に整備する。 (2025年度)
			65.9% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約75%に相当) (2025年度)
高等教育における障害学生支援の推進	障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況	障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	82.7% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	74.3% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
	障害学生の支援等に関する体制の整備状況	障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	69.6% (2020年度)	100% (2025年度)
		障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.0% (2020年度)	100% (2025年度)
		紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	50.7% (2020年度)	100% (2025年度)
		ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	58.1% (2020年度)	100% (2025年度)
	障害学生への就職指導の状況	ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	22.2% (2020年度)	100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	23.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	22.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況	募集要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	85.8% (2020年度)
生涯を通じた多様な学習活動の充実	学校卒業後の障害者の生涯学習の状況	学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の生涯学習の機会があると回答する障害者の割合	34.3% (2018年度)	50% (2025年度)
	公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備状況	サビエ図書館を利用している施設・団体数(公共図書館を含む。)	458件 (2022年度)	前年度比増 (~2027年度)
		国立国会図書館から視覚障害者等用データ提供を受けている図書館数	153件 (2022年度)	前年度比増 (~2027年度)
	全国の学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況	全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数	15,221校 (2022年度)	(文部科学省が作成する次期教育振興基本計画等を踏まえ検討)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
総合的な就労支援	就労支援の実施状況	「障害者向けチーム支援」による障害者の就職率	54.6% (2021年度)	55.6% (2027年度)
		就労移行支援の利用者数	63.9万人日分 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	12,595人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	就労支援に向けた体制の整備状況	ジョブコーチの養成数	14,062人 (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
	就労支援を受けた障害者の就職状況	一般就労への年間移行者数	1.7万人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
			1.8万人 (2021年度)	2.4万人 (2027年度)
			62.9% (2020年度)	70% (2027年度)
			48.5% (2020年度)	55% (2027年度)
	就労支援を受けた障害者の職場定着状況	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	— (注)2022年度から調査を開始したため、現時点では現状値を算出不可	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		ジョブコーチによる支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率	89.8% (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率		75.3% (2021年度)	79.4% (2027年度)	
障害者雇用の促進	民間企業における障害者雇用の状況	障害者の雇用率達成企業の割合	47.0% (2021年6月)	56.0% (2027年度)
	公的機関における障害者雇用の状況	障害者雇用率を達成する公的機関の数	2,002 機関(2,782 機関中) (72%) (2021年6月)	全ての公的機関 (2027年度)
	公共職業安定所における職業紹介の状況	公共職業安定所における就職件数(障害者)	96,180 件 (2018～2021年度の累計 39.2万人)	62.2 万件 (2023～2027年度の累計)
障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	障害者が多様な働き方を選択できる環境の整備状況	テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合	24.5% (2021年度)	(新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえ設定)
	ICTを活用したテレワークの普及・拡大に向けた取組状況	通信利用動向調査の企業におけるテレワーク導入率	51.9% (2022年5月)	(最新の調査結果を踏まえ、テレワーク推進に関する新たな政府目標を検討)
	農業分野における障害者の就労支援に向けた取組状況	農福連携による障害者の就農促進プロジェクトを実施する都道府県の数	24道府県 (2020年度)	全都道府県 (2027年度)
	障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	一般就労が困難な障害者に対する支援	就労継続支援B型事業所から得られる収入の状況	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	15,776円 (2020年度)
	障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額[再掲]	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備	障害者の文化芸術活動に対する支援の状況	障害者芸術文化活動普及支援事業を実施する都道府県数	37都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)
	地域における障害者の文化芸術活動の取組状況	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定した都道府県数	27都道府県 (2021年10月)	全都道府県 (2027年度)
スポーツに親しめる環境の整備	地域における障害者スポーツの普及状況	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	成人:31% (2021年度) 若年層:41.8% (2021年度) (注)7~19歳	成人:40%程度 (2026年度) 若年層:50%程度 (2026年度)
		一般の成人の障害者スポーツの実施状況	一般の成人の障害者スポーツを体験したことのある者の割合	5.7% (2021年度)
	スポーツ施設のユニバーサルデザイン化	対策の優先順位の考え方を記載した質の高い個別施設計画における地方公共団体の策定率	11% (2019年度)	50% (2026年度)
競技スポーツに係る取組の推進	アスリートの育成強化の状況	パラリンピック競技大会における金メダル数	夏季大会:13個 (2021年) 冬季大会:4個 (2022年)	過去最高の金メダル数 (注)夏季大会:18個以上 (2024年) 冬季大会:13個以上 (2026年)

(10) 国際社会での協力・連携の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
政府開発援助を通じた国際協力の推進等	国際協力の担い手の育成状況	障害者を対象としたJICAの取組における研修員の受入れ数	215人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
	国際協力の担い手の活動状況	障害者を対象としたJICAの取組における専門家の派遣数	16人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
	障害者に関する技術協力の実施状況	障害者を対象としたJICAの取組におけるJICAボランティアの数	29人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
障害者の国際交流等の推進	国際交流等を担う民間団体等への支援の状況	JICAを通じた障害者を対象とする技術協力プロジェクト事業の件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
		日本NGO連携無償資金協力を通じた事業の採択件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)

■ 大潟村障がい者計画等策定委員会委員名簿

委員

所 属	職	氏 名	備 考
大潟村社会福祉協議会	会 長	椎 川 信 一	委員 長
大潟村手をつなぐ育成会	会 長	畠 山 政 雄	副委員 長
大潟村身体障がい者協会	会 長	櫻 木 義 忠	
大潟村民生児童委員協議会	会 長	遠 藤 順 子	
大潟村議会 総務福祉教育常任委員会	委員 長	松 本 正 明	
大潟村ボランティア団体連絡協議会	会 長	中 山 美 恵 子	
(福)南秋福社会 大潟つくし苑	施設 長	佐 藤 亘	
大潟村立大潟小学校	校 長	三 浦 智	
大潟村立大潟中学校	校 長	小 玉 克 男	
大潟村診療所	所 長	岩 村 文 彦	

アドバイザー

所 属	職	氏 名	備 考
秋田県地域振興局福祉環境部	次 長	町 本 修 一 郎	

事務局

所 属	職	氏 名	備 考
大潟村福祉保健課	課 長	北 嶋 学	
大潟村福祉保健課	主 事	安 田 麻 鈴	

大湯村
第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

編集	大湯村 福祉保健課 〒010-0494 秋田県南秋田郡大湯村字中央1番地1 TEL : 0185-45-2114
----	---